

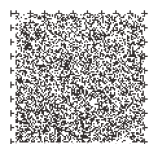
平成 26 年版環境白書から

愛知の 環境のあらまし



音声コード (SPコード)
活字文書読み上げ装置
で、情報を音声で聞くこ
とができます。

 愛知県



～～～ はじめに ～～～

今年 11 月に「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催され、この 10 年の取組の成果や 2014 年以降の方策等について熱心な議論が行われました。

この会議の開催地であるあいち・なごやでは、安全・安心で、円滑かつ快適な会議運営を地元としてサポートするため、警備、救護、ボランティアといった体制構築などの「会議支援」、公式歓迎行事やエクスカッションなどにおける「あいち・なごやの魅力発信」に取り組むとともに、私たち一人ひとりが ESD の大切さを再認識し、理解を深められるように「ESD の普及啓発・取組促進」を行ってまいりました。会議の成果として、地元の名を冠する「あいち・なごや宣言」が採択されたこと、また、会議の成功に対して関係者から高い評価をいただいたことは、大変意義深いことと考えます。

本県では、環境をテーマとした国際博覧会である愛知万博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、これらを通して県民の皆様の高い環境意識が培われています。さらに、今回の ESD ユネスコ世界会議の成功を契機として、県民の皆様の高い環境意識が環境に配慮した行動につながるよう、持続可能な未来のあいちの担い手を育成する「人づくり」を進めることで、「環境首都あいち」の実現を目指していきます。

今回の環境白書では、ESD ユネスコ世界会議に加え、今年 5 月に策定した県の環境政策の指針となる第 4 次愛知県環境基本計画、資源循環や環境負荷低減のための優れた事例を表彰する制度である愛知環境賞の 10 年の歩みについて、それぞれ特集で紹介しています。

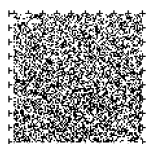
この環境白書が、愛知の環境についての理解を高めていただき、また、県民、事業者、民間団体の皆様がそれぞれの立場から環境をよりよくするための取組を進めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 26 年 12 月

愛知県知事 大村秀章

目 次

特集 1	持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議	1
特集 2	第 4 次愛知県環境基本計画	14
特集 3	愛知環境賞 10 年の歩み	21
地球温暖化		25
大気環境		27
騒音・振動		31
悪臭		32
水環境		33
土壌環境・地盤環境		37
廃棄物・資源循環		38
自然環境		42
環境リスク		44
環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策		47



特集 1 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議

1 はじめに

2014 年（平成 26 年）11 月 10 日（月）から 12 日（水）まで、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）及び日本政府の主催で、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」（以下「世界会議」という。）が開催されました。この会議は、「国連 ESD の 10 年」における各国の ESD の取組の成果の共有を図り、2014 年以降の方策を議論する大変重要な国際会議です。

本県は、愛知万博や COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）の開催を通じ、「持続可能な社会」の大切さに対する意識が高い地域です。開催地元として、名古屋市や地元経済界、教育機関等と ESD ユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会（以下「支援実行委員会」という。）を設立し、「会議支援」「あいち・なごやの魅力発信」「ESD の普及啓発」「ESD の取組促進」の 4 つの柱で、世界会議を全力でサポートしました。

【ESD とは】

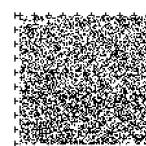
Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な社会を支える担い手づくり」のことで、国連などが中心となって世界中で進められている取組で、環境、貧困、人権、平和など人類を取り巻く様々な課題を自らの問題とし、環境・社会・経済を統合的かつ総合的に捉え、持続可能な社会の実現に向けて行動できる人を育てる取組です。

【ESD に関する世界の動きと国内の取組】

1987 年 (昭和 62 年)	・環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）による報告書 「将来世代のニーズを充足する能力を損なうことなく環境を利用し、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の定義が示された。
1992 年 (平成 4 年)	・環境と開発に関する国連会議（地球サミット（UNCED）） 地球再生の行動計画「アジェンダ 21」において、持続可能な開発のための教育の重要性が付加された。
2002 年 (平成 14 年)	・持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット） 日本政府が NGO からの提言を踏まえて「ESD の 10 年」を提唱。 ・第 57 回国連総会 「国連 ESD の 10 年」を決議。 ※「国連 ESD の 10 年」：ESD の取組を世界中で積極的に行う 2005 年から 2014 年までの 10 年間のこと。2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）において日本が提唱し、同年の国連総会で採択され、ユネスコが推進機関とされた。
2005 年 (平成 17 年)	・「国連 ESD の 10 年」が始まる（～2014 年まで）。 （「愛知万博」の開催）
2009 年 (平成 21 年)	・「国連 ESD の 10 年」世界会議（中間年合会）（ドイツ・ボン） 日本政府が「国連 ESD の 10 年」最終年合会の開催意思を表明。 ・第 35 回ユネスコ総会 2014 年の最終年合会を日本で開催することを決議。
2010 年 (平成 22 年)	(生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の開催)
2011 年 (平成 23 年)	・1 月 愛知県が最終年合会の誘致を表明。 ・6 月 地元誘致委員会を設置、国に開催提案書を提出。 ・9 月 政府の関係省庁連絡会議において、2014 年の「国連 ESD の 10 年」最終年合会の閣僚級合会及び全体の取りまとめ会合開催地を愛知・名古屋で開催と決定。
2012 年 (平成 24 年)	・5 月 ESD ユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会設立
2013 年 (平成 25 年)	・第 37 回ユネスコ総会 大村知事がフランス・パリ市に渡航し、ユネスコのイリーナ・ボコバ事務局長を始め世界会議関係者と面談したほか、ユネスコ総会参加国に対して開催地 PR を行った。
2014 年 (平成 26 年)	・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議開催



ボコバ事務局長(左)
と歓談する
大村愛知県知事(右)



2 世界会議の開催

世界会議では、150 カ国・地域から 76 名の閣僚級を始め政府代表や教育関係者などを中心に 1,000 名以上の ESD 関係者が集まり、「国連 ESD の 10 年」の活動を振り返るとともに、2014 年（平成 26 年）以降の方策などについて話し合われました。

皇太子同妃両殿下が御臨席された開会全体会合を皮切りに、3 日間の会期中、4 回の全体会合、34 のワークショップ、25 のサイドイベントが催されました。閉会全体会合では、これまでの 10 年間の成果や本会議及び前週の岡山市でのステークホルダー会合での審議を踏まえ、「あいち・なごや宣言」が採択されたほか、ESD あいち・なごや子ども会議の参加者から、メッセージが発表されました。開催結果の概要は、次のとおりです。

【世界会議の概要】

名 称：持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議
(UNESCO World Conference on Education for Sustainable Development)

主 催：国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）、日本政府

開催期間：2014 年 11 月 10 日（月）から 12 日（水）まで

ハイレベル円卓会議、全体会合等

※ 11 月 13 日（木）には、日本国内の関係者による
フォローアップ会合を開催

会 場：名古屋国際会議場（名古屋市中熱田区）

参加人数：150 カ国・地域から 76 名の閣僚級、ユネスコ加盟国の
政府代表、NGO、大学関係者、民間部門、国連機関、専門
家、ユース世界会議代表等を含む 1,000 名以上が参加

会議内容：11 月 10 日（月）

■開会全体会合

□開会あいさつ イリーナ・ボコバ ユネスコ事務局長
下村博文 文部科学大臣、大村秀章 愛知県知事

□皇太子殿下お言葉

□スピーチ ララ・ハスナ モロッコ王女

□パネルディスカッション「国連 ESD の 10 年の成果と課題」

□閣僚級からのコミットメントの発表

■ハイレベル円卓会議（閣僚級会合）

■ワークショップ I 「ESD の概念」始め 7 分科会

11 月 11 日（火）

■全体会合 II 「2030 年の ESD の姿とは？」

■ワークショップ II 「幼児教育・発達支援のための ESD イニシアティブの策定」始め
9 分科会

■ワークショップ III 「水の教育とキャパシティ・ビルディング」始め 11 分科会

11 月 12 日（水）

■全体会合 III 「教育は持続可能な開発のゲームチェンジャー？」

■ワークショップ IV 「ESD における現地イニシアティブ」始め 7 分科会

■閉会全体会合

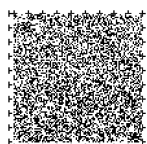
□世界会議の結論

□全体報告者による発表

□あいち・なごや宣言※1 の発表と採択



全体会合の様子



- ESD に関するグローバル・アクション・プログラム※²（GAP）の発表
- GAP 実施方針の発表
- ESD あいち・なごや子ども会議からのメッセージ発表
- 閉会の辞 丹羽秀樹 文部科学副大臣、チエン・タン ユネスコ事務局長補

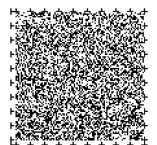
- ※1 「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の具体的な実施に向けて、各ステークホルダーがESDを更に強化し、そのための行動を起こすことを宣言したもの。宣言では、ESDの重要性を確認し、これまでの「国連ESDの10年」の成果を総括するとともに、GAPの実施に向けて全てのステークホルダー、加盟国、ユネスコへ呼びかけを行う内容が盛り込まれている。
- ※2 2013年11月の第37回ユネスコ総会で採択された「国連ESDの10年」の後継プログラム。5つの優先行動分野（(1)政策的支援、(2)機関包括的取組、(3)教育者の育成、(4)若者の参加の支援、(5)地域コミュニティの参加の促進）を定め、ステークホルダーからコミットメントという形で2015年以降の具体的な計画を収集し、2015年以降のESDの取組を推進する。

【あいち・なごや宣言（要約）】

- 2014年11月10日から12日まで愛知県名古屋市で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」の参加者である我々は、持続可能な開発に関する経済、社会、環境分野のバランスの取れた統合ができるようにこの宣言を採択し、持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる強化と拡大のための緊急の行動を求める。
 - この宣言は、国連ESDの10年（2005～2014）の成果、ESDユネスコ世界会議及び岡山市で開催されたステークホルダーの主たる会合、さらにその他の関連イベントや協議プロセスの審議に基づく。
 - 我々はESDユネスコ世界会議の開催国である日本政府に心から感謝する。
- 1 国連ESDの10年の多大なる功績を祝し、
 - 2 国連ESDの10年の実施に積極的に参加した多くの政府、国連機関、非政府組織、教育機関・組織、学校の教育者と学習者、地域と現場、ユース、科学コミュニティ、学术界、その他のステークホルダー、同10年の主導機関であるユネスコに感謝し、
 - 3 リオ+20の成果文書「我々が望む未来」に含まれるESDの国際的なコミットメントを想起し、
 - 4 グローバル・アクション・プログラム（GAP）が、教育、訓練、学習の全てのレベル及び分野においてESDの行動の導入、拡大を目指していることに留意し、
 - 5 ESDを持続可能な開発の実施のための極めて重要な方法として再確認し、
 - 6 包括的な質の高い教育と生涯学習に不可欠で、変化させる力を持つ要素として、また持続可能な開発を可能にするものとしてESDの国際的な認知の高まりを歓迎し、
 - 7 ユネスコ/日本ESD賞※の創設を評価し、

我々参加者は、

- 8 学習者自身及び学習者が暮らす社会を変容させる力を与えるESDの可能性を重要視し、
- 9 ESDは、先進国と発展途上国の両方が貧困撲滅、不平等の縮小、環境保護、経済成長のための努力の強化に取り組む機会であり、責任であることを強調し、
- 10 ESDの実践は、文化、平和、伝統知、先住民の英知、人権、男女平等、民主主義、社会主義のような普遍的原則とともに、地元、国内、地域、世界の文脈を十分に考慮すべきであることを強調し、
- 11 関係する全てのステークホルダーが表明したESDへの参加に感謝し、
- 12 包括的な質の高い教育及び生涯学習をととして、GAP開始のモメンタムの構築及び維持を約束し、
- 13 関係する全てのステークホルダーが、相乗的な方法で、a) 明確なゴールを設定し、b) 活動を開発、支援、実施し、c) 経験を共有するためのプラットフォームを構築し、d) GAPの五つの優先行動分野におけるモニタリング及び評価の方法を強化するよう求め、
- 14 全ての関係するステークホルダーが、ユースをキーとなるステークホルダーとして尊重しながら、部門や分野の境界を越えて共同的で可変的な知識の生産、普及、活用、イノベーションの促進に従事するよう促進し、



- 15 ユネスコ加盟国の政府に以下のような更なる取組を求める。
- a) 教育、訓練、及び持続可能な開発政策への ESD の統合を強化し、教育、訓練、職能開発が十分に ESD を取り入れることを確保し、
 - b) 政策を行動に移すために実質的な資源を配分、結集し、
 - c) 第一に ESD を教育の目標として残し、第二に世界会議（2014）の成果を世界教育フォーラム（2015）において考慮されるよう保証することでポスト 2015 年アジェンダ及びそのフォローアッププロセスに ESD を反映、強化させる。
- 16 ユネスコ事務局長に以下のことを求める。
- a) 政府、他の国連機関、開発パートナー、民間企業、市民社会と協力し、ESD のグローバルリーダーシップを提供し、政策の共同作用を支援し、ESD に関するコミュニケーションを円滑化し、
 - b) ESD を実施するための新たなモメンタムを構築し、パートナーシップを活用し、ユネスコスクール、ユネスコチェア、ユネスコが支援するセンター、生物圏保存地域及び世界遺産の国際ネットワークなどのネットワークを活用、動員し、
 - c) ESD の資金を含む適切な方策を保証する重要性を支援する。
- ※「国連 ESD の 10 年」のフォローアップである「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」のビジビリティを高め、次の 5 年間（2015-2019）、GAP の 5 つの優先行動分野の 1 つ以上において、ESD の推進に顕著な貢献のあった者（毎年 3 件程度）に対し、それぞれ 5 万ドルの奨励金が授与される。

なお、あいち・なごやでの「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」に先立ち、2014 年（平成 26 年）11 月 4 日（火）から 7 日（金）まで岡山市において、国連機関、研究者、学校関係者等各種ステークホルダーの会合が開催されました。

【岡山市で開催された各種ステークホルダーの主たる会合】

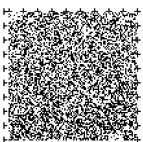
- ユネスコスクール世界大会 11 月 6 日（木）から 8 日（土）まで
- ユース・コンファレンス 11 月 7 日（金）
- 持続可能な開発のための教育に関する拠点の会議 11 月 4 日（火）から 7 日（金）まで

3 世界会議に向けた開催地元の取組

県は、世界会議の成功に寄与するため、支援実行委員会の一員として、世界会議の安全・安心な運営と会議参加者の快適な滞在等に係る様々な取組を行いました。



出典：ESDに関するユネスコ世界会議開催支援計画



(1) 会議支援

主催者（ユネスコ・日本政府）、地元関係機関などと連携・協力しながら、万全の体制で支援しました。

警備協力	ユネスコ・日本政府・地元警察と調整した警備計画に基づき、会場内・会場周辺に民間警備員を配置した。
救急対応	急病者への対応のため、会場内に救護所を設置するとともに、近隣病院で重篤者の受入れができる体制を構築した。
環境配慮	会場におけるごみ分別や、地元の取組についてカーボンオフセットを実施することにより、環境に配慮した会議運営を推進した。
宿泊支援	市内ホテルに部屋を確保するとともに、宿泊支援システム（ウェブサイト）を構築し、会議参加者がスムーズに宿泊を予約することができる体制を整えた。
輸送支援	会議参加者やユネスコ事務局職員が会場と宿泊施設・空港間をスムーズに移動するための支援を行った。
交通案内	中部国際空港及び市内主要駅などに会議参加者の快適な移動のための交通案内所を設置した。



輸送支援（ユネスコ事務局長車）

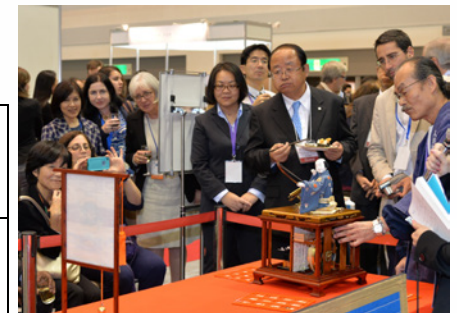


交通案内

(2) あいち・なごやの魅力発信

世界会議を契機として、地域の多様な魅力を世界の人々に体感していただくとともに、国内外に向けての発信を積極的に行いました。

公式歓迎行事	会議参加者に歓迎の意を表するためのレセプションを開催し、地元の食文化（なごやめし等）をPRした。 ※ 11月10日 名古屋国際会議場
おもてなし交流エリア	会場内（イベントホール）で、地元のPR、ESDの取組のパネル展示・呈茶サービス等を実施した。
歓迎装飾	会議参加者に歓迎の意を表するためのバナーを主要駅・空港等に設置したほか、テレビ塔のライトアップ装飾を実施した。
ボランティア	語学堪能なボランティア147名を配置し、会議参加者へのサポート（交通案内・会議運営補助等）を行った。
エクスカーショ	会議参加者があいち・なごやの伝統・産業技術・ESDの取組などを体験・体感する視察旅行を13コース実施し、412名が参加した。
地元情報の提供	会場内に情報発信カウンターを設置し、地元ガイドブックや観光パンフレットを配布した。



あいち・なごやおもてなし交流エリア



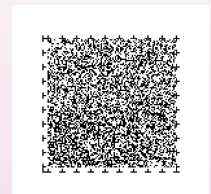
歓迎装飾



地元主催歓迎レセプション



エクスカーショ



(3) ESD の普及啓発

県及び支援実行委員会では、啓発イベントの開催、SKE48 メンバー7名の ESD あいち・なごや広報大使任命、ESD 愛・地球プロジェクトの展開、展示会等への出展、広報ツールによる普及啓発等により、ESD に対する理解の浸透と、世界会議の開催機運の醸成を図りました。

ア ESD イヤーキックオフイベントの開催

支援実行委員会では、世界会議が開催される平成 26 年を ESD イヤーと位置づけ、県内各地での PR 活動や節目毎の記念イベントの開催などを通じて、世界会議の周知と ESD の取組をより一層促進することとし、その幕開けを飾るキックオフイベントを平成 26 年 1 月 13 日に愛知県産業労働センターで開催しました。キックオフ宣言、トークショー「ESD ってなに?」、パネルディスカッション等を行うとともに、ESD 活動団体により全国で取り組まれている ESD に関するプログラムのプレゼンテーション後に、体感型・思考型のワークショップ、クラフト体験等が実施されました。



キックオフイベント

イ 開催半年前イベントの開催

支援実行委員会では、会議開催地としての機運の盛り上げと ESD の普及啓発のため、平成 26 年 5 月から 6 月にかけて、県内 3 カ所（名古屋、尾張、三河）で開催半年前イベント「あいち・なごや ESD フェスタ 2014」を開催し、ESD あいち・なごや広報大使の任命式、トークステージ等を行いました。また、ESD 活動団体によるブース出展やステージでの発表等が実施されました。



あいち・なごや ESD フェスタ 2014

ウ ESD あいち・なごや広報大使の任命

県では、ESD ユネスコ世界会議開催を広く県民にアピールするため、地元人気アイドルグループ SKE48 のメンバー 7 名（須田亜香里さん、柴田阿弥さん、梅本まどかさん、木本花音さん、古畑奈和さん、東李苑さん、山田みずほさん）を「ESD あいち・なごや広報大使」に任命し、各種啓発資材（チラシ、パンフレット、ノベルティ等）、各種メディアなどで ESD を PR していただきました。

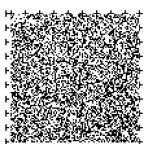
- ・ 名古屋駅前の大名古屋ビルディング工事中用仮囲の全面を使用した壁面広告の実施（平成 26 年 5 月 1 日～31 日及び 10 月 10 日～11 月 13 日）
- ・ 半年前イベント「ESD フェスタ 2014 in 尾張」にて広報大使任命式、トークイベントに出演
- ・ 啓発チラシ「ESD なるほど！なっとく！BOOK」の作成
- ・ イベント配布用ノベルティ（ステッカー）の作成
- ・ PR 用等身大パネルを県及び県内全市町村の庁舎に設置（7 月 1 日から 11 月 13 日まで）



広報大使の等身大パネル



名古屋駅前の壁面広告



エ ESD 愛・地球プロジェクトの展開

県では、ESD PR キッズユニット「sweet magic」や ESD PR 隊「ESD LOVEARTH」を組織し、市町村イベントでのパフォーマンス、学校訪問、市町村長への表敬訪問等を通じて PR 活動を行う「ESD 愛・地球プロジェクト」を展開しました（平成 26 年 5 月から 11 月まで）。



ESD PR キッズユニット「sweet magic」



ESD PR 隊「ESD LOVEARTH」による学校訪問

オ 企業セミナーの開催

支援実行委員会では、世界会議開催を契機として企業と ESD との関連を意識づけるため、企業向けの ESD に係るセミナーをメッセナゴヤ 2014（平成 26 年 11 月 5 日～8 日、ポートメッセなごや）と連携して実施しました。

【ESD 企業セミナー】

日 時：平成 26 年 11 月 6 日（木）

場 所：ポートメッセなごや イベント館 2 階ホール（名古屋市港区）

内 容：①基調講演

講師 生物学者／早稲田大学教授 池田 清彦 氏

ほんとうの環境問題 ～持続可能な開発とともに～

②パネルディスカッション

ファシリテーター 中日新聞論説委員 飯尾 歩 氏

パネリスト

東邦ガス(株)

服部 雅夫 氏

ユニグループ・ホールディングス(株)

百瀬 則子 氏

(株)山田組

山田 厚志 氏



パネルディスカッション

カ 広報ツールによる普及啓発等

支援実行委員会では、ポスター、新聞広告、ウェブサイト等各種広報媒体を活用するとともに、県内の多様な主体とも連携しながら、世界会議の開催や ESD について広く周知を行いました。

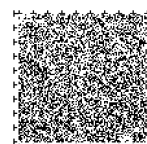
ポスター	愛知県内の市町村、コンビニエンスストア、金融機関、駅等にポスターを掲出
新聞広告	世界会議や啓発イベント等の実施に合わせ、主要各紙に新聞広告を掲載

（４）ESD の取組促進

支援実行委員会は、会議を契機として、NPO、教育関係者、企業、行政機関など、地域の多様な主体と連携しながら、持続可能な社会づくりに向けた取組をさらに進めました。

ア ESD あいち・なごやパートナーシップ事業

支援実行委員会は、世界会議の PR や ESD の普及促進に、支援実行委員会と一緒に取り組み、会議を盛り上げていただく事業・イベントを登録する「ESD あいち・なごやパートナーシップ事業」に



より、NPO、企業、行政機関など、多様な主体による ESD の取組を促進しました（平成 26 年 11 月現在 580 件）。

イ 県（ESD 会議支援室）の取組

県全体で ESD の取組を促進するため、地域づくりの中核的な担い手である自治体職員を対象に「自治体職員のための ESD セミナー」を平成 25 年 7 月から約半年を掛けて開催し、その内容と県内市町村及び県各部局等の具体的な ESD の取組例を取りまとめた「自治体職員のための ESD ハンドブック」を作成しました。

平成 26 年度には、市町村を中心に住民、NPO、企業等の多様な主体が連携した ESD の取組を促進することを目的に、県内 6 市における関連事業の取組発表、人づくりをテーマとした講演等により、持続可能な地域づくりとその担い手づくりを考える「あいち ESD シンポジウム」を開催しました。



【あいち ESD シンポジウム】

日 時：平成 26 年 8 月 1 日（金）

場 所：愛知県産業労働センター（ウインクあいち）大ホール（名古屋市中村区）

参加者：750 名

内 容：①オープニングアクト ESD PR キッズユニットによるダンス＆ライブ

②オープニング 主催者あいさつ 大村秀章 愛知県知事

来賓あいさつ 上野通子 文部科学大臣政務官

③キーノートレクチャー 小島敏郎氏（青山学院大学教授、元環境省地球環境審議官）
「自分の『場』から ESD を考え、行動する」

④取組発表

町永俊雄氏（元 NHK アナウンサー）をファシリテーターに迎え、県内の 6 市が連携・協力機関とともに ESD 関連事業を発表

発表市	連携・協力機関	取 組 名
名古屋市	EPO 中部	なごや環境大学
一宮市	NPO 法人志民連いちのみや	市民が選ぶ市民活動支援制度
半田市	はんだ環境パートナーシップ 会議推進部会	もったいないバザール
碧南市	アイシン精機(株)	碧南海浜水族館における企業と連携した 絶滅危惧種の保全活動
刈谷市	県立刈谷北高等学校	学校 ESD プロジェクト
犬山市	NPO 法人犬山里山学センター	行政と市民協働による環境学習の持続 的展開

⑤スペシャルトーク

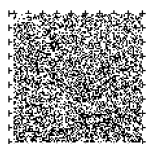
古田敦也氏（元東京ヤクルトスワローズ監督） 「古田流人材育成」



6 市による取組発表



スペシャルトーク



ウ あいち・なごやのESD 交流・発信の場（併催イベント）の開催

支援実行委員会では、世界会議の開催に併せ、日本政府や自治体、NPO、NGO、学術機関、企業など、ESD に取り組む多様な主体が集い、交流し、発信する場を提供するため、名古屋・栄地区、名古屋国際会議場及びその周辺の白鳥地区において、併催イベントを開催しました。

【あいち・なごやESD 交流フェスタ】

＜栄会場（オアシス 21）＞

日 時：平成 26 年 11 月 8 日（土）～12 日（水）

場 所：オアシス 21 銀河の広場（名古屋市東区）

内 容：政府、支援実行委員会等によるブース展示・ワークショップのほか、ステージでは SKE48 や BOYS AND MEN などの日替わりゲストを迎えて楽しみながら ESD を知っていただく「ESD トーク&ライブ」、CBC ラジオ番組公開イベント「ESD 応援ウィーク」などを実施



オープニングセレモニー（栄会場）

＜栄会場（エンゼル広場、久屋広場）＞

日 時：平成 26 年 11 月 8 日（土）～9 日（日）

場 所：久屋大通公園（エンゼル広場、久屋広場）（名古屋市中区）

内 容：NPO、市町村、企業等の ESD 活動団体によるブース展示のほか、エンゼル広場ではワークショップ体験、久屋広場のステージでは、取組発表や「ゆるキャラ」「戦隊ヒーロー」のステージを実施



ゆるキャラステージ（栄会場）

＜白鳥会場＞

日 時：平成 26 年 11 月 10 日（月）～12 日（水）

場 所：名古屋国際会議場 西側駐車場（名古屋市熱田区）

内 容：NPO、市町村、企業等の ESD 活動団体によるブース展示のほか、名古屋市の主催による環境団体の活動発表やトークショーを行う「みんなの環境ひろば」を設置



活動団体によるブース展示（白鳥会場）

【ESD 交流セミナー】

日 時：平成 26 年 11 月 10 日（月）～12 日（水）

場 所：名古屋国際会議場 1 号館 4 階レセプションホール（名古屋市熱田区）

内 容：NPO、企業、学校等の主催による 13 セミナーのほか、支援実行委員会主催により「あいち・なごや ESD 特別セミナー」として、次の 2 セミナーを実施

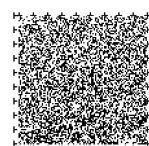
- ・ 11 月 11 日（火）「ハードルを越える～未来づくり・人づくり～」 講師 為末 大 氏
 - ・ 11 月 12 日（水）「僕らは大きな世界の一粒の命」 講師 白井 貴子 氏・南 流石 氏
- このほか、文部科学省が公募し、NPO、NGO、企業、学校等が主催する 21 セミナーを開催



ESD 交流セミナーの様子



あいち・なごや ESD 特別セミナー
「僕らは大きな世界の一粒の命」



エ ESD あいち・なごや子ども会議の開催

支援実行委員会では、世界会議の開催に併せて、県内の子どもたちが中心となり、持続可能な社会づくりについて学び、話し合う子ども会議を開催しました。

子ども会議には、県内 65 校から 121 名が参加し、エクスカッション（現地学習）で県内各地の現状や課題について学習し、その後、グループ討議で持続可能な社会づくりに向けた方策を話し合い、最後に全体会議において、話し合った内容のとりまとめを行いました。

このとりまとめた内容については、子ども会議からのメッセージとして、世界会議の閉会全体会合において発表しました。

【ESD あいち・なごや子ども会議の概要】

参加者：県内の小学 5 年生から中学 3 年生 121 名

内 容：①発足式（平成 26 年 7 月 5 日（土））

②エクスカッション（現地学習）

区分	分野	実施日	場所
共通	国際理解、食料、貧困等	7 月 31 日（木）	JICA 中部
選択	気候変動・エネルギー	8 月 6 日（水）	東邦ガス ガスエネルギー館、あいち臨空新エネルギー実証研究エリア、愛知県農業総合試験場
	防災	8 月 7 日（木）	名古屋市港防災センター、日光川排水機場、弥富市水郷公園、輪中の郷
	生物多様性（海・下流域）	8 月 8 日（金）	ラムサール条約湿地藤前干潟 藤前活動センター、宝神水処理センター空見スラッジリサイクルセンター
	文化	8 月 19 日（火）	花祭会館、旧東菌目小学校
	生物多様性（山・上中流域）	8 月 22 日（金）	豊田市矢作川研究所、矢作川（明治用水頭首工付近）、矢並湿地、トヨタの森

③グループ討議（9 月 7 日（日）、9 月 21 日（日）、10 月 25 日（土）、10 月 26 日（日））

④全体会議（11 月 10 日（月））

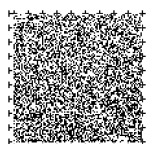
⑤メッセージ発表（11 月 12 日（水）） ＜世界会議の閉会全体会合にて＞

ESD あいち・なごや子ども会議からのメッセージ（抜粋）

ここで、子ども会議から、大人みなさんに、次のことを提案します。

- ・戦争をしないでください。武力で解決しないでください。
- ・世界の人々が協力して、どの国の人も教育が受けられる環境をつくってください。
- ・子ども会議のような、学び、考え、話せる場をもっとつくってください。大人も ESD に興味を持って参加してください。
- ・知識も経験もある大人が、現状や未来に伝えたいことをもっと私たちに教えてください。
- ・多くの人に ESD を広めてください。ESD の考え方を広めて、今ある法律を変えてください。
- ・地域の人たちともっと交流してください。
- ・未来に目を向けて考えてください。当たり前のことを大切にしてほしいのです。子どもができて大人にできないわけがないと思います。

子ども会議の私たちが考える「ESD」とは、「未来を考えて、行動すること」です。みんなが ESD の主人公となって、今、これから、未来に向かって、ESD に取り組んでいきます。私たちは本気です。大人みなさんも、本気になって ESD に取り組んでください。ESD は、この世界の未来にとって一番大切なものなのですから。





発足式



現地学習（JICA 中部）



現地学習（藤前干潟）



全体会議



メッセージ発表（世界会議
の閉会全体会合にて）

オ 多様な主体による取組

（ア）中部 ESD 拠点の取組

国連大学が認定し、国内に 6 カ所ある「持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点」の一つである「中部 ESD 拠点」は、ESD ユネスコ世界会議に向けて、「伊勢・三河湾流域圏 ESD 講座」及び「中部 ESD ワークショップ」を開催しました。

【伊勢・三河湾流域圏 ESD 講座】

流域ごとの課題共有と解決に向けた学びを促進するために、愛知・岐阜・三重県に流れる主要 11 河川の上流・中流・下流の公的及び非公的な教育機関や活動団体と連携して 3 年間で 100 講座を実施するとともに、開催した ESD 講座の事例や地域の課題及びその解決のための活動の情報を共有するため、最終的には参加者が一堂に会してフォーラムを開催しました。



ESD 講座

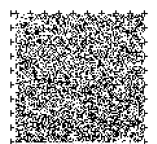
【中部 ESD ワークショップ～ものづくり・ひとづくり・未来づくり～】

世界会議で発信する ESD 推進の「中部モデル」を完成させることを目的に世界会議直前の平成 26 年 8 月、9 月、10 月に、これまでのすべての活動主体による合同ワークショップを開催しました。

- 第 1 回「ものづくりと ESD」 8 月 2 日（土） 中部大学名古屋キャンパス
- 第 2 回「ひとづくりと ESD」 9 月 27 日（土） 名古屋港ポートビル
- 第 3 回「未来づくりと ESD」 10 月 5 日（日） 中部大学名古屋キャンパス

（イ）愛知学長懇話会の取組

愛知県内 4 年制大学の学長等が参画する愛知学長懇話会は、ESD の視点を持った活力ある人材育成を目的として、「生物多様性・食・農と持続可能性」などをテーマとした「ESD 大学生リレーシンポジウム」を平成 26 年 1 月から 9 月の間に計 7 回開催しました。



【ESD 大学生リレーションシップ】

テ ー マ	開催日	場 所
生物多様性・食・農と持続可能性	1 月 11 日 (土)	中部大学
持続可能な中山間地域と人間居住	4 月 12 日 (土)	愛知大学
エネルギーと持続可能性	6 月 21 日 (土)	名古屋工業大学
経済と持続可能性	7 月 5 日 (土)	名古屋市立大学
持続可能な都市と人間居住	7 月 12 日 (土)	名古屋学院大学
災害と持続可能性	8 月 23 日 (土)	名古屋大学
地域の中でよりよく生きる	9 月 27 日 (土)	愛知学院大学



中部大学でのシンポジウム

(ウ) 学校の取組

ESD の推進拠点であるユネスコスクールを中心として、幼稚園、小・中・高校などの学校現場において、様々な ESD の取組が行われています。

県では、加盟及び取組内容の拡充など、学校における ESD の取組を促進しています。(平成 26 年 11 月現在のユネスコスクール加盟校 112 校、申請中 42 校)

※ユネスコスクールとは

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、昭和 28 (1953) 年に創設され、(1) 地球規模の問題に対する国連システムの理解、(2) 人権、民主主義の理解と促進、(3) 異文化理解、(4) 環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校です。平成 25 年 6 月現在、世界 181 の国と地域で約 9,600 校が参加しています。

【ユネスコスクールの取組】

一宮市立中島小学校

年間を通して緑化・栽培に関する活動を取り入れた ESD カレンダールを作成し、実践しています。計画的に野菜を栽培しますが、特にサツマイモについては、保護者の協力を得て全校児童で苗を植え、収穫しています。

収穫した野菜は、毎年地域主催で行う「感謝祭」で来場した地域の方々に配っています。児童は、準備の段階では、サツマイモの重さを量ったり、枝豆の房を取ったりしながら楽しそうに取り組み、感謝祭当日も来場者に声をかけながら手渡ししています。野菜栽培や収穫活動を通して、地域の方とふれあうことができます。



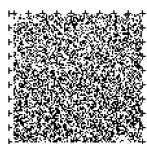
感謝祭

豊橋市立章南中学校

校区にある汐川干潟に関わる活動を中心にカリキュラムを作成し、実践しています。1 年生では、現地での観察や地域の人への取材を通じてその特色を追究し、汐川干潟の価値を認識しています。2 年生では、干潟の保全に向けて、クリーンアップ作戦や外来植物であるヒガタアシの駆除活動を行います。そして、3 年生では、校区の人たちと汐川干潟を保全する活動ができないか具体的に考え、行動しています。実践を通じて、将来にわたって地域に愛着をもち、地域のために役に立ちたいと考える生徒を育てています。



ヒガタアシの駆除活動



中部大学第一高等学校

毎年、国際協力活動に取り組んでいます。フェアトレード活動では、JICA 中部を訪問し、世界の経済格差と発展途上国の現状を学びます。そして、文化祭で世界の現状を紹介するとともに、フェアトレード商品の委託販売を行っています。また、世界寺子屋運動については、教育を受けられない子どもが世界中にいるという現状を学び、名古屋国際センターの協力を得て、展示発表と書き損じはがきの回収を行っています。いずれの活動でも、「世界の現状を知ること」、「行動を起こすこと」の二つを重要視しています。



フェアトレード活動

(エ) 企業・経済界の取組

世界をリードするモノづくりの拠点として、環境に優しい商品開発など、持続可能な社会に配慮した活動を、多くの企業が進めています。また、ESD の視点を取り入れた人材育成や、NPO、学校など地域と連携した環境学習プログラムなどの CSR 活動に取り組み、それらをサステナビリティレポートとしてまとめるなど、企業においても、ESD に関連した様々な取組を行っています。



子ども環境学習「エコロお店探検隊」
(ユニーグループ・ホールディングス㈱)



環境学習プログラム
(アイシン精機㈱)



自然ふれあい体験プログラム
(トヨタ自動車㈱)

(オ) NPO の取組

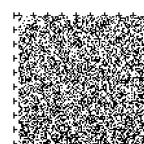
意識を持った者が自発的に集まり、公益の増進を目的に活動を行う NPO は、ESD の実施主体として最も期待される主体の一つであり、県内でも多くの NPO が ESD の実践に取り組んでいます。



きれいな海を守る心を広げるためのプログラム
(環境ボランティアサークル亀の子隊)



企業緑地における学生との協働による活動
(命をつなぐPROJECT 学生実行委員会)



特集2 第4次愛知県環境基本計画 ～県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」～

1 計画策定の趣旨

本県では、第3次愛知県環境基本計画を平成20年3月に策定し、環境保全に関する施策を推進してきた結果、一定の成果を上げることができましたが、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。

自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、環境に配慮した社会経済システムやライフスタイル、都市構造の転換などに着実につながる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。

また、平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」の成果を環境施策の推進へと生かしていくこと、本年11月に開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を契機とした環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいくことが、求められています。

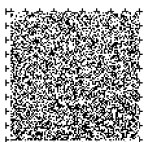
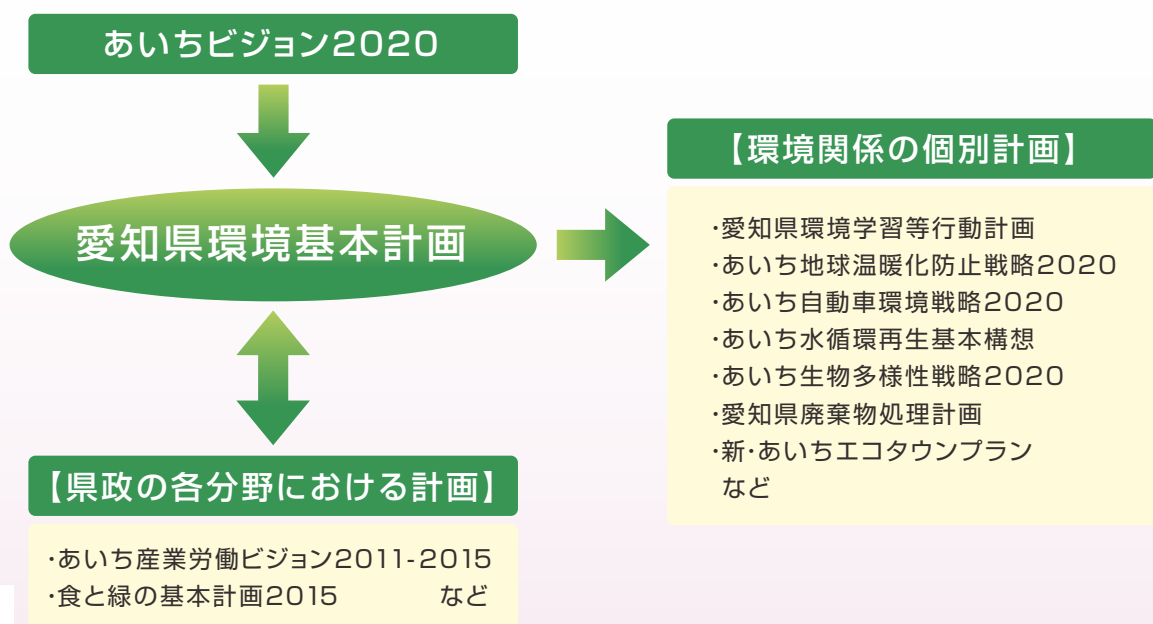
このため、本県独自の経験や土壌を生かし、人口減少・超高齢社会の進行などの社会経済情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定しました。

2 計画の概要

（1）計画の位置付け

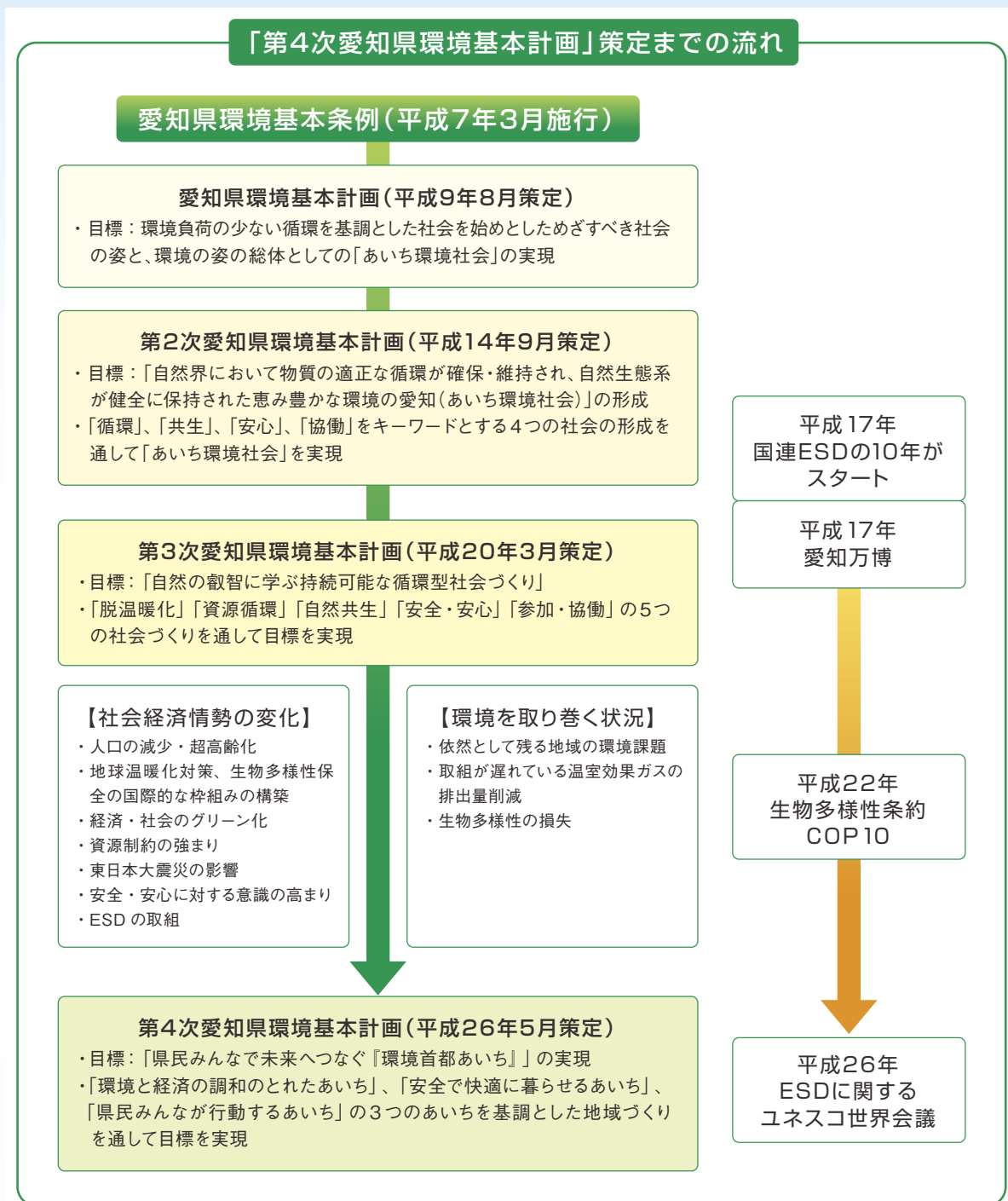
第4次愛知県環境基本計画は、本県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。

本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。



(2) 計画の期間

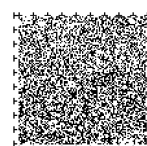
平成 42 年（2030 年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成 32 年度（2020 年度）までに取り組むべき施策の方向を提示しています。



(3) 計画の目標

将来世代が、大気や水、食料やエネルギーなどの自然からの様々な恩恵を引き続き享受しつつ発展していくためには、この地球が持つ自然の営みの中で、人類と自然が共存できる「持続可能な社会」を形成していくことが求められています。

本県は、世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛知万博と、生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催という、世界



でも例のない経験を積み重ねたことから、地域全体に「持続可能な社会」への意識が高まるとともに、県民参加の機運が県民の間に根付いています。その一方で、本県には、日本一のモノづくり地域として、世界に誇る厚い産業集積があります。

こうしたことから、本県は、その高い産業力・技術力や県民の高い環境意識を生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、「持続可能な社会」づくりに大きく貢献していくことを目指していきます。

このため、県民生活の基盤となる「安全で快適な暮らし」を確保しつつ、経済・産業活動に常に環境配慮の視点が組み込まれる「環境と経済の調和」のさらなる進展を図っていきます。

さらに、本年 11 月に開催された「ESD に関するユネスコ世界会議」を契機として、「環境首都あいち」の担い手の育成「人づくり」を進め、県民みんなが、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らすよう行動することを目指していきます。

このように、「環境と経済の調和のとれたあいち」、「安全で快適に暮らせるあいち」、「県民みんなが行動するあいち」の 3 つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、2030 年に向けた本計画の目標として、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指します。

【計画の目標】 県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』

「3つのあいち」づくりを通して目標を実現

目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり

環境と経済の調和のとれたあいち

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

安全で快適に暮らせるあいち

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていいたいと思える、日本一安全で快適な地域。

県民みんなが行動するあいち

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

（４）目標の実現に向けた環境施策展開の考え方

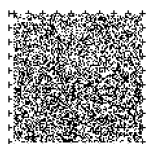
目標の実現に向けては、環境保全のための措置に必要な費用についての「汚染者負担の原則」に基づく公平な分担や、科学的知見の集積が不足し、原因や影響が十分に把握されていない問題に対する「予防的取組」の実施といった、環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、次の 4 つの考え方を加え、本県の特徴や地域的特性に応じた総合的な施策展開を図っていきます。

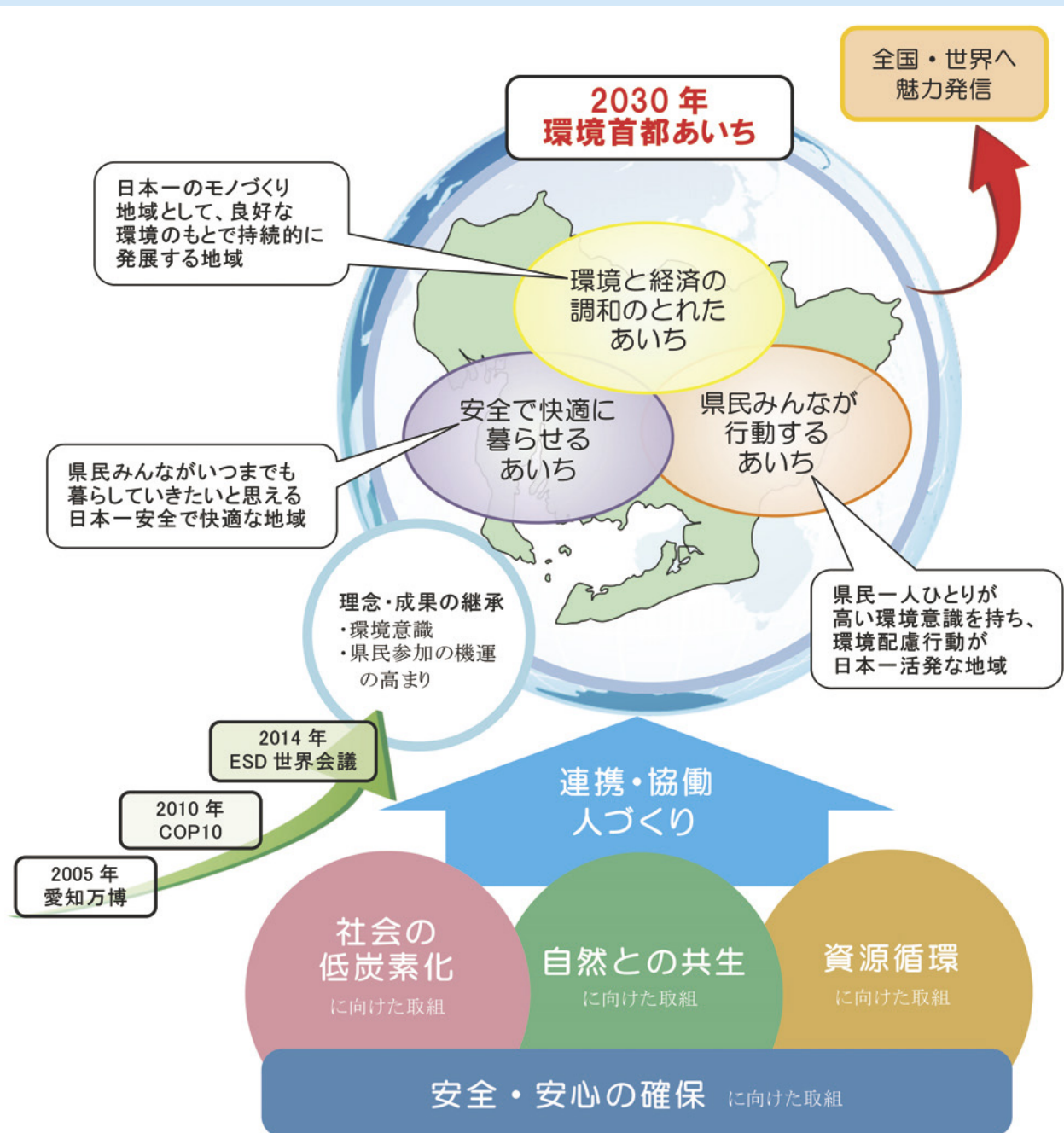
「安全・安心の確保」
を最優先

分野横断的・総合的
な施策の展開

環境首都あいちを支
える担い手の育成「人
づくり」の推進

多様な主体間の連携・
協働による施策の展開

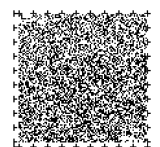




2030年の「環境首都あいち」では・・・

- ◆ 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で良好な状態に保たれた、魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を、国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へとひきつけます。

目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ



3 2020年度までの環境施策の方向

3つのあいちについて、「安心・安全の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」に向けた4つの

2020年度までの環境施策の方向

環境と経済の調和のとれたあいち

安全・安心の確保に向けた 取組分野

- 事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減
 - ・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進
 - ・環境影響評価制度の推進
- 化学物質の自主的な管理
 - ・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進

社会の低炭素化に向けた 取組分野

- 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制
 - ・事業者による自主的な排出削減取組の促進
- 社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出
 - ・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援

自然との共生に向けた 取組分野

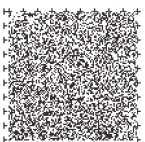
- 生物多様性の保全と開発・事業活動との調和
 - ・開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための“環境負荷低減の仕組み”である「あいちミティゲーション」の導入

資源循環に向けた 取組分野

- 廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化
 - ・循環ビジネスの発掘・創出支援、事業化の支援
- 事業活動に伴う廃棄物の削減
 - ・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導

総合的な施策推進に向けて

■「人づくり」の推進



取組分野ごとに方向性を示し、具体的な取組を推進していきます。

安全で快適に暮らせるあいち

■健康で安全な暮らしができる環境の確保

・各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導

■非常時の環境汚染に対する体制の構築

・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し

県民みんなが行動するあいち

■身近な環境における気づきと行動の促進

・身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質パトロール隊事業の実施

■環境学習の総合的な推進

・愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進

■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消

・太陽光発電施設等の導入促進

■環境と自動車利用の調和した社会の実現

・次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進

■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり

■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革

・CO₂排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO₂排出量を把握する「環境家計簿」等)の普及促進

■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進

・「グリーン購入」の普及促進

■生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全

・生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進

■恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生

・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進

■生物多様性の価値(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進

・NPOなどが実施する森と緑の環境保全活動や環境学習への支援

■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進

・市町村と連携した県民の生活排水対策活動の普及

■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備

・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援

■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止

・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底

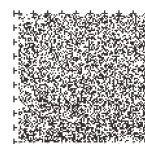
■ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革

・リデュースとリユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発

■地域に根ざした環境美化活動への参加

・協働による地域の環境美化の取組促進

- ・環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動「あいちエコアクション」の実践を様々な場面で促す県民運動の展開
- ・自発的な環境配慮行動「あいちエコアクション」を促すためのコンテンツと環境調査結果や環境関連イベント等の情報の一元的な提供
- ・環境学習施設のネットワークの充実・強化
- ・「持続可能な開発のための教育(ESD)」の普及促進



4 総合的な施策推進に向けて ～「人づくり」の推進～

現在の環境問題は、私たちの日々の生活や事業活動に密接に関わっており、その解決には、県民や事業者などあらゆる主体が、環境について関心を持ち、環境問題と自らとの関わりについて考えることにとどまらず、実際の環境配慮行動へとつなげていくことが求められます。

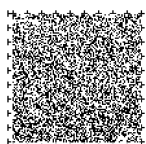
本県では、2005 年（平成 17 年）に世界初の環境をテーマとした国際博覧会である愛知万博を、2010 年（平成 22 年）に生物多様性保全のための新たな世界目標である愛知目標が採択された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催されており、こうした国際的イベントの開催を通して培われた本県県民の環境に対する高い意識は、他の地域にはない独自の特徴です。

しかしながら、県民の環境に対する意識は地域全体に着実に根付いてきたものの、具体的な行動へと踏み出せていない県民もまだ多くいます。

このため、県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」を進め、「環境首都あいち」の実現に向けた原動力としていきます。

【「人づくり」の推進に向けた主な取組】

- ・ 環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動を「あいちエコアクション」と名付け、様々な場面での実践を促す県民運動の展開
- ・ 「あいちエコアクション」の自発的な取組を促すためのコンテンツと環境関連イベント等の情報を提供するウェブサイトの構築
- ・ 環境学習施設のネットワークの充実・強化
- ・ 「持続可能な開発のための教育（ESD）」の普及促進



特集3 愛知環境賞10年の歩み

～先駆的で効果的な環境技術等の優れた事例を表彰～

1 愛知環境賞について

愛知環境賞は、資源循環や環境負荷低減に関する優れた事例を表彰するとともに、広く紹介することによって、新しい生産スタイルや生活スタイルを文化として社会に根付かせ、資源循環型社会の形成を促進することを目的に創設され、平成26年で第10回目を迎えました。

この愛知環境賞は、県が「環境と経済が好循環するモノづくり県をめざして」を基本理念として平成16年9月に策定した「あいちエコタウンプラン」において、ゼロ・エミッション推進のための普及啓発事業の一つに位置づけたことが始まりで、第1回目の2005愛知環境賞は平成17年3月に表彰式が行われました。

平成24年10月には、あいちエコタウンプランを「環境と経済が好循環するモノづくり県のさらなる発展」を基本理念とする「新・あいちエコタウンプラン」に改訂しましたが、愛知環境賞を引き続き普及啓発事業に位置づけ、優れた取組事例を広く紹介するため、制度の充実及び効果的運用を行うこととしています。

【愛知環境賞の概要】

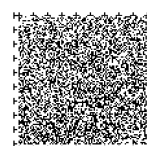
- 1 目的：資源循環や環境負荷低減に関する先駆的で効果的な技術・事業、活動・教育の事例を、企業、団体及びグループから募集し、優れた事例に対する表彰を行うとともに、広く紹介することによって、新しい生産スタイルや生活スタイルを文化として社会に根付かせ、資源循環型社会の形成を促進する。
 - 2 主催：愛知県
 - 3 共催：環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）※、中日新聞社
- ※ 環境パートナーシップ・CLUB：中部地区の産業界の環境オピニオンリーダーが中心となって、業種・業態の枠を超えて環境負荷低減活動等に関する研究、交流、実践及び情報発信を行うことを目的として設立された団体
- 4 応募資格：企業、団体、グループ
 - 5 対象事例：省資源、省エネルギー、新エネルギー及び3R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用）など、資源循環や環境負荷低減に関する先駆的で効果的な技術・事業及び活動・教育とする。
 - 6 賞の種類：金賞、銀賞、銅賞、中日新聞社賞、名古屋市長賞、優秀賞



2014 金賞（東海旅客鉄道株式会社）



2014 金賞（ブラザー工業株式会社）



2 愛知環境賞の歩み

2005年の第1回金賞を受賞したトヨタ自動車株式会社のプリウスは、世界トップレベルの優れた環境性能を備え、今日まで世界のハイブリッド車をリードし続けています。また、2014年の第10回金賞を受賞した東海旅客鉄道株式会社の新型新幹線N700Aは、使用電力量削減などエネルギー削減に大きく貢献したとして高い評価を受けました。

このように、愛知県では高いレベルの環境技術や環境活動が毎年開発・実施されており、こうした優れた技術や活動が社会に広まることを願い、愛知環境賞の表彰を行っています。

当初は、金賞、銀賞、銅賞及び優秀賞の4種類でしたが、2006年には中日新聞社賞と名古屋市長賞を新たに設け、さらに2007年からは表彰対象となる分野に「教育」を加え、充実を図りました。

受賞企業は、愛知県に産業技術が集積していることから、技術・事業に関する受賞事例が多いことが特徴です。一方、活動・教育については、中日新聞社賞の受賞事例を中心に創意工夫を凝らした事例が数多く表彰されています。

また、単独の活動だけでなく、2008年に銀賞を受賞した「企業連携による食品循環資源の再生利用事業」や、2014年に銀賞を受賞した「食品リサイクルループ」のように、事業者間の連携を伴う事例も高い評価を受けています。

10年目を迎えた2014年には、10年間の表彰事例をとりまとめた記念誌を刊行し、表彰式と合わせて、10周年を記念したパネルディスカッションを実施しました。パネルディスカッションでは「環境の未来を語ろう！」をテーマに環境技術を通じた未来について議論がなされ、環境技術の進化が今後も社会を持続的に発展させるカギであり、愛知県にはこうした技術の集積があること、そして、今後これらの技術を一層集積していくことの重要性が語られました。

これからも、愛知環境賞を活用して、環境技術の発展に貢献するとともに、愛知の環境技術や環境活動のレベルの高さを全国に発信していきます。

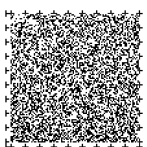
【2014 愛知環境賞 10 周年記念】

パネルディスカッションの概要

- 1 開催日
平成 26 年 2 月 19 日（水）
- 2 場所
名古屋東急ホテル
- 3 参加者
約 380 名
- 4 テーマ
「環境の未来を語ろう！」
- 5 コーディネーター
水尾 衣里 氏（名城大学教授）
- 6 パネリスト（五十音順）
飯尾 歩 氏（中日新聞社 論説委員）
大野 栄嗣 氏（トヨタ自動車株式会社 環境部環境室担当部長）
杉山 仁朗 氏（富士特殊紙業株式会社 代表取締役社長）
架谷 昌信 氏（愛知工業大学特任教授・名古屋大学名誉教授）
安井 至 氏（独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長）



パネルディスカッション



なお、愛知環境賞の受賞事例を紹介するため、愛知県庁西庁舎 1 階の「あいち資源循環推進センター」横でパネルを展示しています。

また、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を図るために県が開催している「循環ビジネス創出会議」においても、県内企業の先導的な取組として、愛知環境賞受賞事例の現地見学会を開催しています。



受賞事例パネル展示



受賞事例現地見学会

3 受賞者へのアンケート結果

10 周年を契機にこれまでの表彰事業の検証と今後の愛知環境賞のあり方を検討するため、平成 25 年 6 月に過去の受賞者 106 者に対して、応募の目的や受賞後の反響等についてアンケートを実施しました（回答数 104 者・回答率 98%）。

（１）愛知環境賞への応募の

目的について

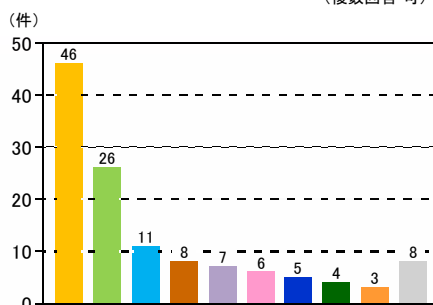
「社外への情報発信、知名度アップのため」が 46 件と最も多く、次に「成果を評価して欲しいため」の回答が 26 件あり、知名度の向上や社会的な認知を期待していることがうかがえます。

（２）受賞後の反響・成果について

回答の上位の「知名度・認知度の向上につながった」、「受賞に関する問い合わせが増加した」、「見学者・参加者の増加につながった」、「受注につながった。シェアの拡大につながった」が全回答の約半数を占め、いずれも愛知環境賞の効果として期待している社会的な広まりに関するものでした。また、「対外的なアピールや活動がしやすくなった」、「新たな開発につながった」という回答もありました。

愛知環境賞への応募の目的

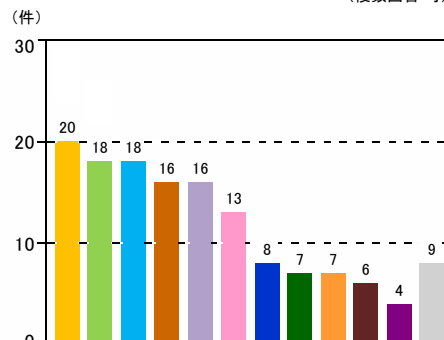
（複数回答 可）



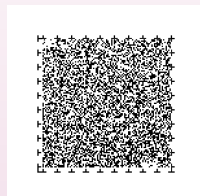
- 社外への情報発信、知名度アップのため
- 成果を評価して欲しいため
- 取組や方式、施設の普及・波及のため
- 社内への周知・啓蒙、モチベーション向上のため
- 企業価値の向上を図るため
- 愛知環境賞の理念に合致していたため
- 他から応募の推薦があったため
- 環境に貢献するため
- 他社から信頼や理解を得るため
- その他

受賞後の反響・成果について

（複数回答 可）



- 知名度・認知度の向上につながった
- 特に変化なし
- 受賞に関する問い合わせが増加した
- 見学者・参加者の増加につながった
- 受注につながった。シェアの拡大につながった
- 対外的なアピールや活動がしやすくなった
- 新たな開発や更なる開発につながった
- お客様・社内・外から高い評価を受けた
- 新聞社等から取材や紹介を受けた
- モチベーションアップや活動周知につながった
- 他の賞への応募や受賞につながった
- その他



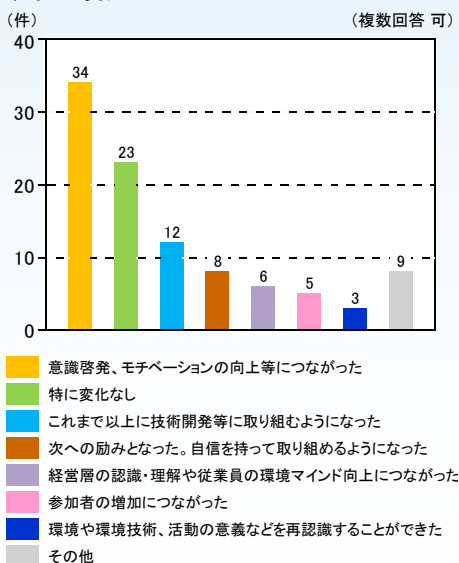
（３）社内（団体内）での環境への意識変化や環境への取組などの変化

回答のうち「意識啓発、モチベーションの向上等につながった」が最も多く、愛知環境賞の受賞が応募者内部の意識の変化を促していることを示しています。また、愛知環境賞の受賞を機に「これまで以上に技術開発に取り組むようになった」といった、企業の技術開発が進展した受賞者もありました。

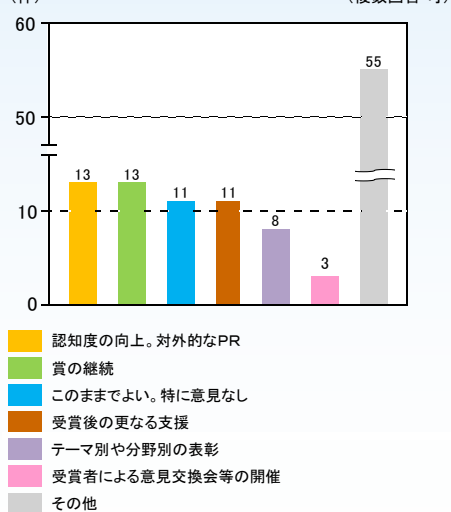
（４）今後、愛知環境賞がどうあるべきか（改善点や要望）

回答のうち「認知度の向上。対外的なPR」と「賞の継続」がそれぞれ13件と最も多く、認知度の向上と継続した表彰事業の実施を求める受賞者が多いことがうかがえます。また、「受賞後の更なる支援」を求める回答も11件ありました。

社内（団体内）での環境への意識変化や環境への取組などの変化
(件) (複数回答可)



今後、愛知環境賞がどうあるべきか（改善点や要望）
(件) (複数回答可)



4 今後に向けて

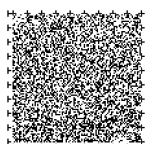
この10年、愛知万博や生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催により県民の環境意識が高まる一方で、世界的な経済危機や国のエネルギー政策の見直しなどの大きな社会情勢の変化がありました。

かつては、生産活動や消費活動などの経済活動と環境活動は対立すると考えられる傾向がありましたが、近年はエコカーや省エネ家電など、「環境にやさしいこと」と「経済性」の両立がみられるようになってきました。愛知環境賞は、こうした「環境と経済の好循環」のために産・学・行政が取り組んできた「協働」の象徴とも言えます。

また、技術や事業だけでなく、活動や教育といった分野においても、優れた受賞事例が増えていることから、企業や団体の環境意識が高まり、環境活動が活発化していることがうかがえます。

10周年のアンケート結果からは、受賞による効果や環境への意識変化などについて多数の肯定的な評価を得ていますが、一方で、愛知環境賞の認知度向上についての要望など多いことから、更なるPRの充実を図っていきます。

今後も、より一層、先駆的で効果的な＜技術・事業＞や独創的で協働可能性の高い＜活動・教育＞の取り組みの拡大を図り、賞の価値を高めるとともに広く内外に発信することにより、持続可能な社会づくりに寄与するよう進めてまいります。



● 地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象であり、大気中 CO₂ 濃度（世界平均値）は、産業革命（18 世紀～19 世紀頃）前の約 280ppm から 2013 年には 396.0ppm に上昇しています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）では、2013 年（平成 25 年）9 月～2014 年（平成 26 年）4 月に順次公表された三つの作業部会の報告書を取りまとめ、2014 年 11 月 2 日に「第 5 次評価報告書 統合報告書」を公表しました。

この中では、1880 年から 2012 年までに世界の平均気温は 0.85 度上昇しており、その主な原因は人為起源の温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。

また、有効な対策を取らず、現状のまま温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末の平均気温は最大 4.8 度上昇し、海面水位は最大 82 センチ上昇すると予測しており、人々の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼすリスクが非常に高くなるとしています。

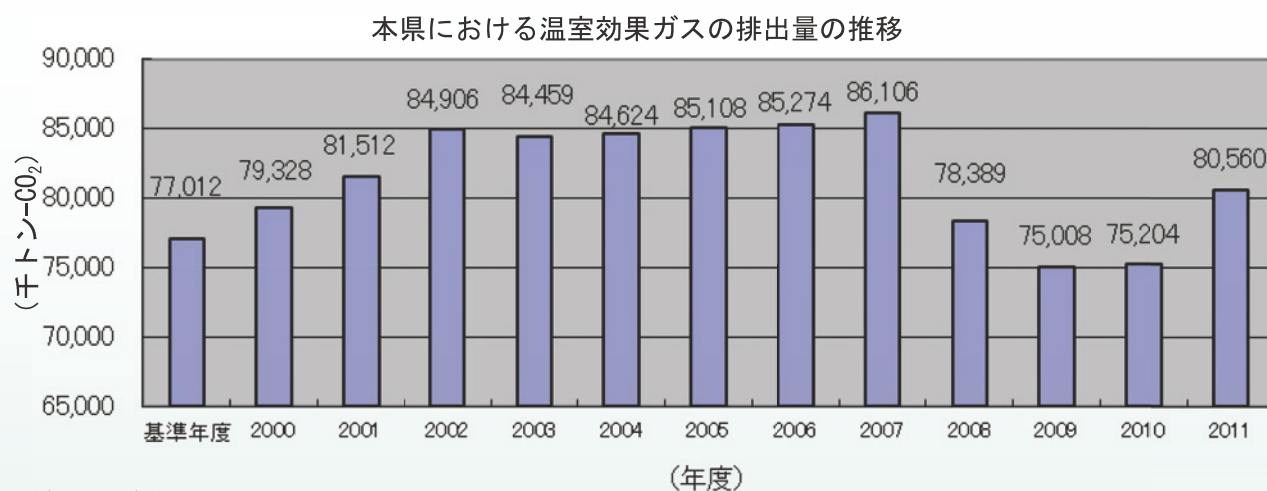
その上で、産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑えたとの国際目標を達成するためには「多様な道筋がある」としており、そのためには、温室効果ガスの排出量について、2050 年までに 2010 年比で 40～70%削減するとともに、今世紀末までにほぼゼロとすることが必要としています。

● 本県における温室効果ガスの状況

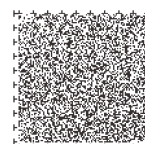
2011 年度（平成 23 年度）の本県の温室効果ガス排出量は、約 80,560 千トン-CO₂であり、前年度の排出量と比べて、7.1%増加しています。

排出量増加の主な要因は、東日本大震災を契機とした原子力発電の停止に伴う、火力発電における化石燃料消費量の増加等により、電力量あたりの CO₂ 排出量が増加したためです。

また、平成 24 年 2 月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2020」の基準年度である 1990 年度と比べて、4.6%増加しています。



(資料)環境部調べ



本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度排出量 (千トン-CO ₂)	2011 年度排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増加率(1990→2011) (%)	
				区分内	
エネルギー 起 源 CO ₂	産 業	42,898	40,616(53.9)	▲ 5.3	+ 5.5
	民 生 (家 庭)	7,315	9,886(13.1)	+ 35.1	
	民 生 (業 務)	8,387	11,336(15.0)	+ 35.2	
	運 輸	11,041	11,111(14.8)	+ 0.6	
	エネルギー転換	1,481	2,376(3.2)	+ 60.5	
	小 計	71,124	75,325(100.0)	+ 5.9	
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,224	3,942	+ 0.9	
代 替 フ ロ ン 等 3 ガ ス		2,664	1,293	▲ 1.8	
合 計		77,012	80,560	+ 4.6	

- (注) 1 基準年度は1990年度〔ただし、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)は1995年度〕である。
2 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する2011年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(77,012千トン-CO₂)に対する2011年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。
3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
4 なお、前年度から排出量が増加した主な要因は、電力量あたりのCO₂排出量が前年度比37.5%増加(0.341kg-CO₂/kWhから0.469kg-CO₂/kWh)したためである。

(資料)環境部調べ

● 地球温暖化に関する施策

「あいち地球温暖化防止戦略2020」では、2020年度(平成32年度)における県内からの温室効果ガス排出量を、1990年度(平成2年度)比で15%削減という目標に向け、本県の地域特性を踏まえた4つの取組方針の下、17の重点施策の展開により、「環境と暮らし・産業が好循環する持続可能な愛知」を目指すことにしています。これらの取組を中心に、多様な主体の参加を促しながら地球温暖化対策を推進しています。

◇ あいちCO₂削減マニフェスト2020

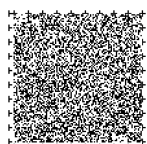
「あいちCO₂削減マニフェスト2020」とは、事業者の方々に地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくため、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を宣言し、県が認定・公表することで他の事業者や他地域への展開を期待するものです。平成24年度に従来の「CO₂排出削減マニフェスト」を拡充し、取組結果に応じて★が増えるランクアップ制度等を導入しました。平成24年度における認定事業者数は21社、平成25年度における認定事業者数は9社となっています。

◇ 地球温暖化対策計画書制度

県民の生活環境の保全等に関する条例では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者(地球温暖化対策事業者)に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書(地球温暖化対策計画書)を原則3年の計画期間ごとに作成すること及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面(地球温暖化対策実施状況書)を作成し、知事に提出することを義務づけています。

また、この制度について、平成24年3月に県民の生活環境の保全等に関する条例を一部改正し、事業所単位の制度から事業者単位の制度への見直し等を行い、平成25年4月に施行されました。

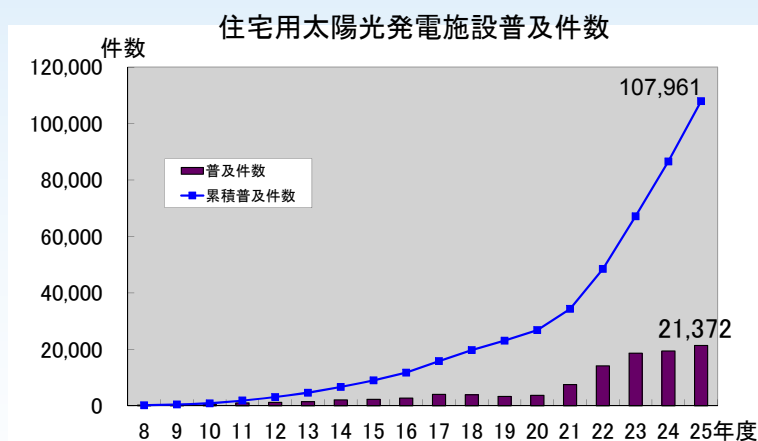
なお、改正前の条例に基づき、平成25年度までに提出された実施状況書によると、目標年度における温室効果ガスの排出量は全体で計画基準年度比4.9%増加しました。



◇ 太陽エネルギー利用施設等の普及促進

家庭のCO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県は、平成15年度から、補助制度を有する市町村と協調して、住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対しその費用の一部を補助しています。また、国においては補助制度に加え、平成21年11月から太陽光発電の余剰電力買取制度が開始されました。

これらの支援制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は、平成25年度末で約10万8千基に上り、全国第1位となっています。



◇ 「あいちエコチャレンジ21」県民運動

平成25年度は、地球温暖化防止活動推進センターや地域における地球温暖化対策推進等の担い手として知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員（平成26年3月末現在で152名）などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、自動車学校におけるエコドライブ講習会の開催、各種イベントにおけるブース出展、「あいち緑のカーテンコンテスト」などを行いました。

また、平成23年度から平成25年度にかけて家庭から排出されるCO₂の「見える化」を図るため、協賛企業からの商品提供を受け、環境家計簿をウェブ上で記帳できる「わが家の省エネ&CO₂ダイエット作戦」を実施しました。

大気環境

● 大気汚染とは

大気汚染とは、工場、事業場から排出されるばい煙、自動車排出ガスなどの各種汚染物質によって大気が汚れ、人の健康や生活環境に悪影響が生じる状態をいいます。

● 大気汚染の概況

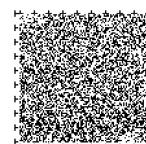
愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市は、二酸化硫黄などによる大気汚染の状況把握のための調査を行っていますが、その概況は次のとおりです。

◇ 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化硫黄は、石油や石炭等の燃料を燃焼する際に、その中に含まれる硫黄が酸化されて発生します。大気中の二酸化硫黄の濃度は改善が進み、平成25年度の環境基準達成率は、一般環境大気測定局（一般局）、自動車排出ガス測定局（自排局）のいずれにおいても100%でした。また、年平均値は昭和48年度比で1割未満に低下しています。

◇ 二酸化窒素（NO₂）

物質の燃焼により、空気中の窒素等が酸化されて発生します。平成25年度の環境基準達成率は、



一般局で100%、自排局で96%でした。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、主に物質の不完全燃焼によって発生します。昭和48年度以降、環境基準達成率は一般局、自排局いずれも全て100%を維持しています。また、年平均値は、昭和48年度比で1/4未満に低下しています。

◇ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいい、産業活動、自動車走行、土砂の巻き上げなどにより発生します。平成25年度の環境基準達成率は、一般局で98%、自排局で100%でした。なお、近年、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。

◇ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素等が太陽の紫外線などにより光化学反応を起こし二次的に生成される汚染物質の総称で、その生成は気象条件に左右されます。平成25年度においては、平成24年度と同様すべての測定局で環境基準を達成していません。光化学スモッグ予報等の発令日数は6日で、うち1日は注意報を発令しました。なお、昼間(5時から20時まで)年平均値はわずかながら増加の傾向が見られます。

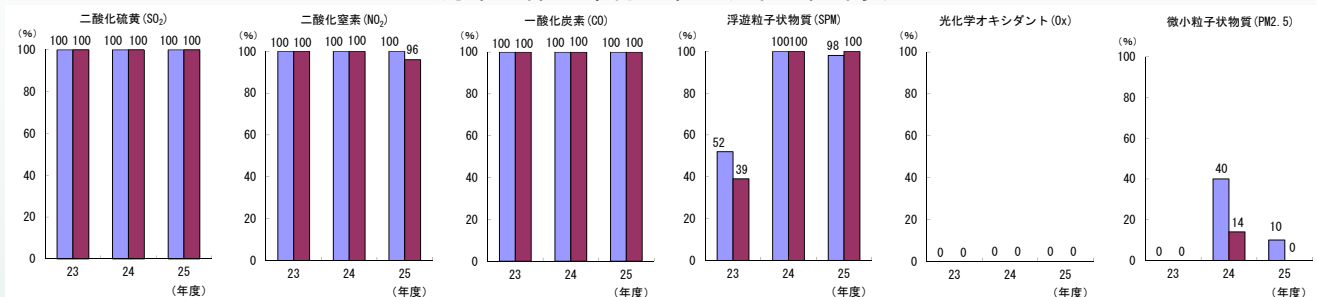
◇ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子のことです。粒径が小さいため吸い込むと肺の奥深くまで達し、健康への影響が懸念されています。平成21年9月に環境基準が設定され、平成23年4月から常時監視を開始しました。平成25年度においては、一般局では20局中2局で環境基準を達成し、自排局では、12局すべてで環境基準を達成しませんでした。なお、平成26年10月31日時点で、県全体で53測定局に拡充し測定しています。

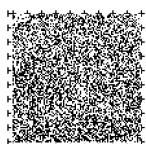
◇ その他有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については環境基準が、また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の8物質については「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」が定められています。県は、ベンゼン等4物質及びアクリロニトリル等8物質についてモニタリング調査を実施しており、平成25年度はすべての地点で環境基準を達成するとともに指針値を満足しています。

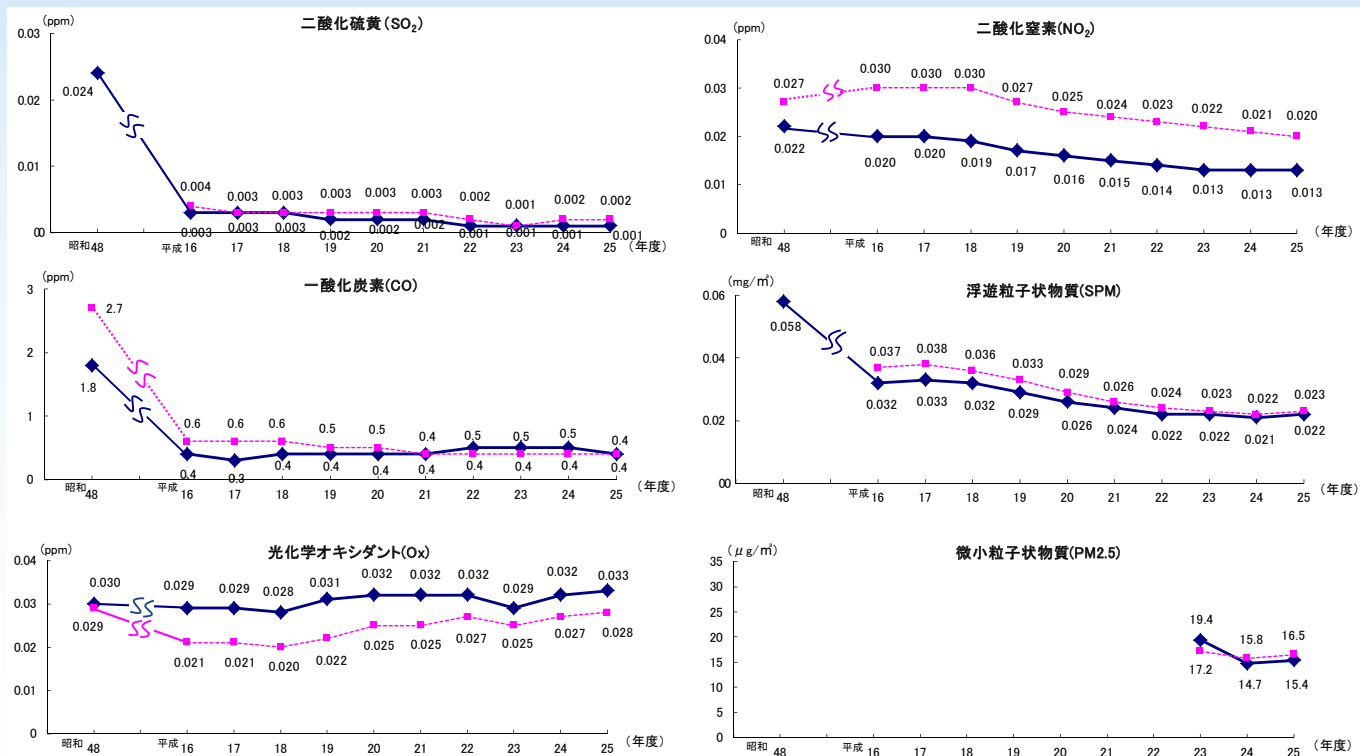
大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



■ 一般環境大気測定局
■ 自動車排出ガス測定局



環境基準が定められている常時監視物質の全県年平均値の経年変化



◆ 一般環境大気測定局 - - - 自動車排ガス測定局 (資料) 環境部調べ

● 大気汚染の防止に関する施策

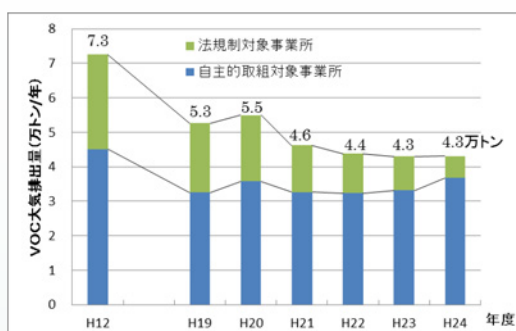
◇ 工場・事業場への規制

大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等のばい煙や粉じんの発生施設に対する排出規制を行っています。また、生活環境保全条例に基づき、ばい煙や粉じんの規制対象施設を追加するとともに、それらの排出基準を定めることなどにより排出規制を強化しています。平成 25 年度は延べ 2,694 工場・事業場について立入検査を実施し、28 工場・事業場に対し指導票等により指導を行いました。

◇ VOC（揮発性有機化合物）対策の推進

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）は、大気汚染防止法の改正により、平成 18 年 4 月から排出規制が始まりました。県は、啓発資料の作成、講習会等の開催や、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、事業者の VOC 排出抑制の取組を支援しています。その結果、県内の VOC 排出量は平成 12 年度 7.3 万トンから平成 22 年度 4.4 万トンに約 4 割削減され、目標の 4.6 万トンを達成しました。

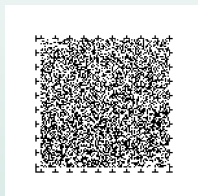
県内のVOC排出量の推移



(資料) 環境部調べ

◇ アスベスト対策の推進

アスベスト（石綿）は、大気汚染防止法により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として特定粉じんに指定されています。特定粉じんについては特定粉じん発生施設及び特定粉じん排出



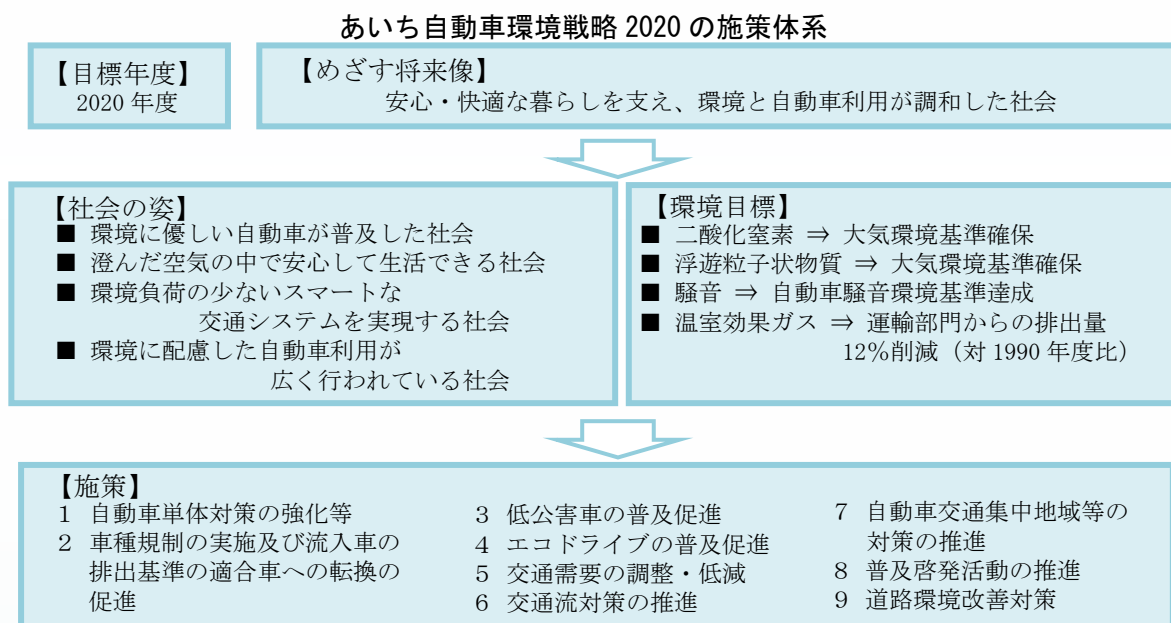
等作業の規制が行われています。県内の特定粉じん発生施設については平成 18 年度末までにすべてが廃止されており、特定粉じん排出等作業については、平成 25 年度は県に 199 件の届出があり、立入検査等により事業者指導を行いました。

◇ 自動車による大気汚染対策

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NOx・PM法」という。）が制定されたことなどを受け、県の特色を活かした先進的かつ効果的な施策を盛り込んだ「**あいち新世紀自動車環境戦略**」及び「**愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画**」を策定し取り組んできました。その結果、県内の大気環境は概ね改善傾向にあります。今後とも、二酸化窒素及び浮遊状粒子物質に係る大気環境基準を確保するとともに、自動車騒音対策や温室効果ガスの削減を強化していく必要があります。

このため、平成 23 年度から検討を重ね、「自動車環境戦略」の中に「総量削減計画」を取り込み、1つの計画として整理し、平成 32 年度（2020 年度）を目標とした「**あいち自動車環境戦略 2020**」（以下「新戦略」という。）を平成 25 年 3 月に策定しました。

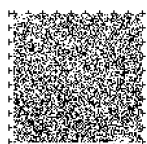
現在、この新戦略に基づき、目標年度に向けて「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現を目指し、低公害車の普及促進や流入車の排出基準の適合車への転換の促進などの自動車環境対策を推進しています。



◇ 自動車NOx・PM法対策地域における流入車対策

県は、名古屋市及び岡崎市とともに「**貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱**」を平成 22 年 8 月に策定、施行しました。

この要綱では、運送事業者等が県内の対策地域でトラック・バス等を運行する場合は、車種規制適合車を使用するとともに、荷主等が貨物等の運送を委託する場合には、運送事業者等に対して車種規制非適合車を使用しないよう要請することとなっています。また、一定規模以上の荷主等は、その要請状況を毎年度報告することとなっています。



騒音・振動

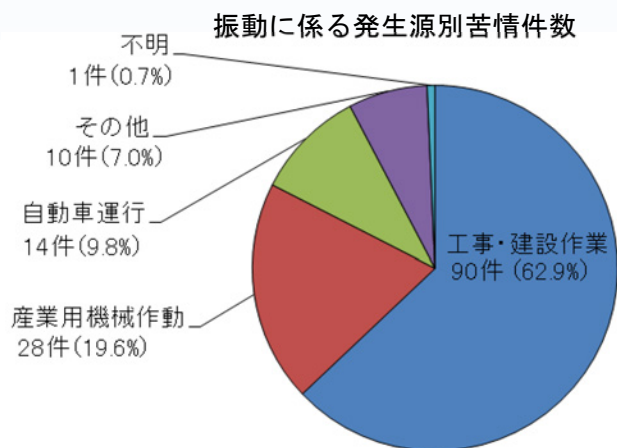
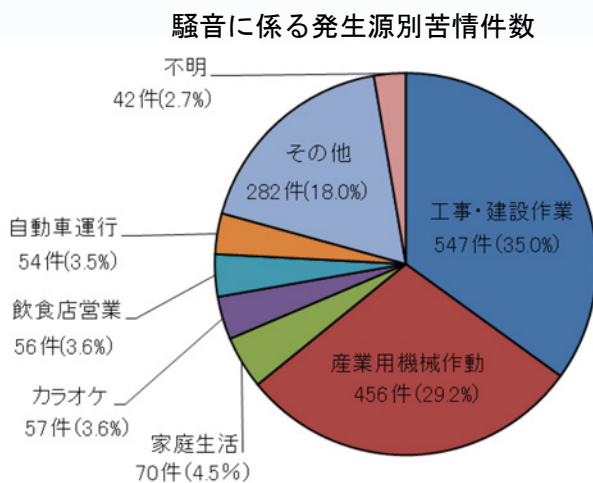
● 騒音・振動とは

騒音とは「好ましくない音」、「大きすぎる音」で、人に心理的・生理的な影響を与えます。また、振動とは「人為的な揺れ」で、騒音と同じく人に心理的・生理的な影響を与えます。騒音・振動は、好みや感じ方に個人差があることから「感覚公害」と呼ばれています。

● 騒音・振動の現況

◇ 一般の騒音・振動

平成 25 年度の騒音に係る苦情件数は 1,564 件、振動に係る苦情件数は 143 件で、発生源別の内訳はそれぞれ次の図のとおりです。



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

◇ 自動車騒音・道路交通振動

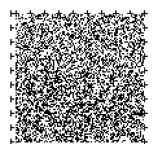
平成 25 年度の主要幹線道路沿いの自動車騒音は、964 区間 476,008 戸中 455,052 戸 (95.6%) で環境基準を達成しました。一方、自動車騒音に関する要請限度については、測定した 128 地点中 7 地点 (5.5%) で超過しました。また、道路交通振動については、平成 25 年度に測定した 61 地点のすべてで要請限度を下回りました。

要請限度：騒音規制法第 17 条第 1 項に基づき市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、県公安委員会に対して措置要請する際の基準。また、振動規制法第 16 条第 1 項に基づき市町村長が、道路交通振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は県公安委員会に対して措置要請する際の基準。

◇ 航空機騒音

県営名古屋空港では、平成 25 年度は 5 地点で通年測定、10 地点で短期測定を実施し、15 地点中 8 地点で環境基準を達成しました。

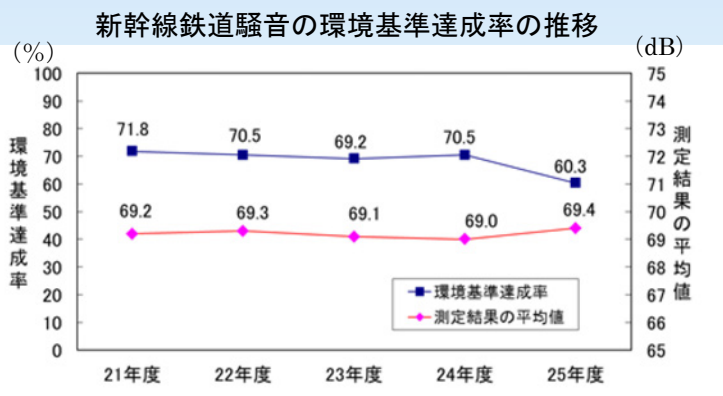
中部国際空港では、平成 25 年度は、夏季と冬季に、空港周辺の 7 地点で短期測定を実施し、環境基準の地域類型を指定した地域の 5 地点については全て環境基準を達成、指定地域外の 2 地点についてもいずれも環境基準値を下回りました。



◇ 新幹線鉄道騒音・振動

平成 25 年度は、新幹線沿線 78 地点で新幹線鉄道騒音を測定した結果、47 地点で環境基準を達成し、達成率は 60.3%でした。また、測定結果の平均値(各地点の測定結果の算術平均値)は 69.4 デシベル (dB) でした。最近 5 年の環境基準の達成率は右図のとおりです。

また、新幹線鉄道振動については、沿線 30 地点で測定した結果、29 地点で振動指針値を下回りました。



(資料) 環境部作成

● 県の施策

県は、工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、**騒音規制法**及び**振動規制法**に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

また、**生活環境保全条例**に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限等を行うとともに、規制対象の施設や建設作業の範囲を拡大しているほか、三河山間部についても規制地域とし、生活環境の保全に努めています。

悪臭

● 悪臭とは

悪臭とは、「嫌な臭い」、「不快な臭い」で、人に心理的・生理的な影響を与えます。騒音・振動と同じく、悪臭は「感覚公害」と呼ばれ、毎年多くの苦情があります。

● 悪臭の現況

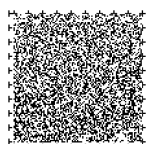
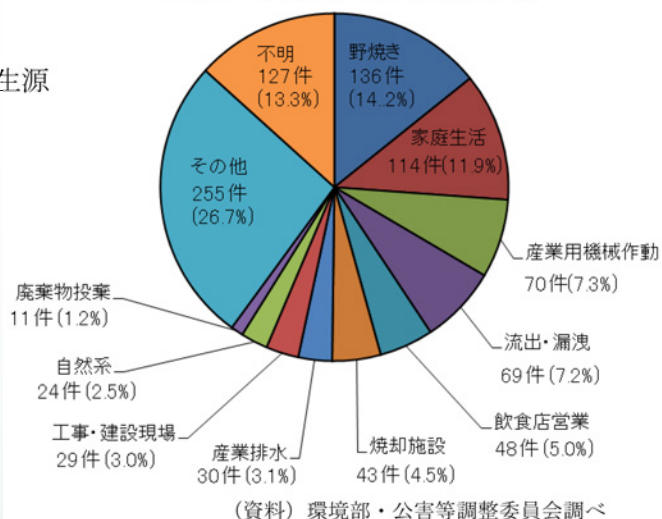
平成 25 年度の悪臭に関する苦情件数は 956 件で発生源別の件数は右図のとおりです。

● 県の施策

工場・事業場からの悪臭を規制するため、県は、**悪臭防止法**に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。

また、**生活環境保全条例**では、工場・事業場に対して悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係 15 業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等について毎年度届出することを義務づけています。

悪臭に係る発生源別苦情件数



水環境

● 水質汚濁とは

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属などの有害物質や富栄養化の原因である窒素、リンの量が増加した状態をいいます。その汚濁原因は、家庭、工場・事業所、畜舎、田畑等からの排水です。

● 水質汚濁の現況

公共用水域の水質については、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、類型指定された県内 38 河川（BOD 等 49 水域）、1 湖沼並びに伊勢湾及び三河湾のすべての海域（COD 等 11 水域、全窒素・全りん 6 水域）に適用される「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」の 2 種類の環境基準が設けられています。各基準についての平成 25 年度の現況は以下のとおりです。

◇ 公共用水域（河川、湖沼、海域等）

<健康項目>

カドミウム、鉛など 27 項目について、141 地点（河川 100 地点、湖沼 2 地点、海域 39 地点）で調査を実施しました。その結果、名古屋市内水域の荒子川の荒子川ポンプ所で 1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しなかったものの、その他の 140 地点においては、すべての項目で環境基準を達成しました。

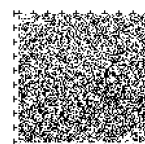
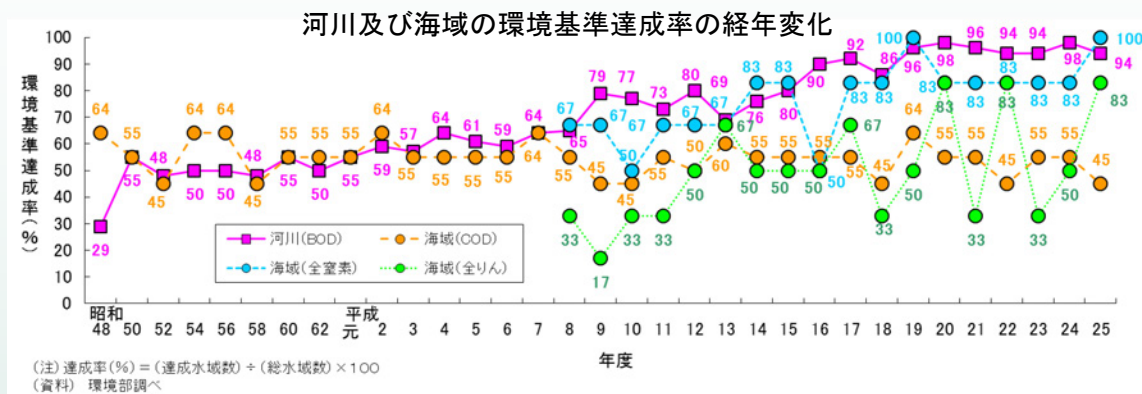
<生活環境項目>

生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）など 11 項目の調査を実施しました。

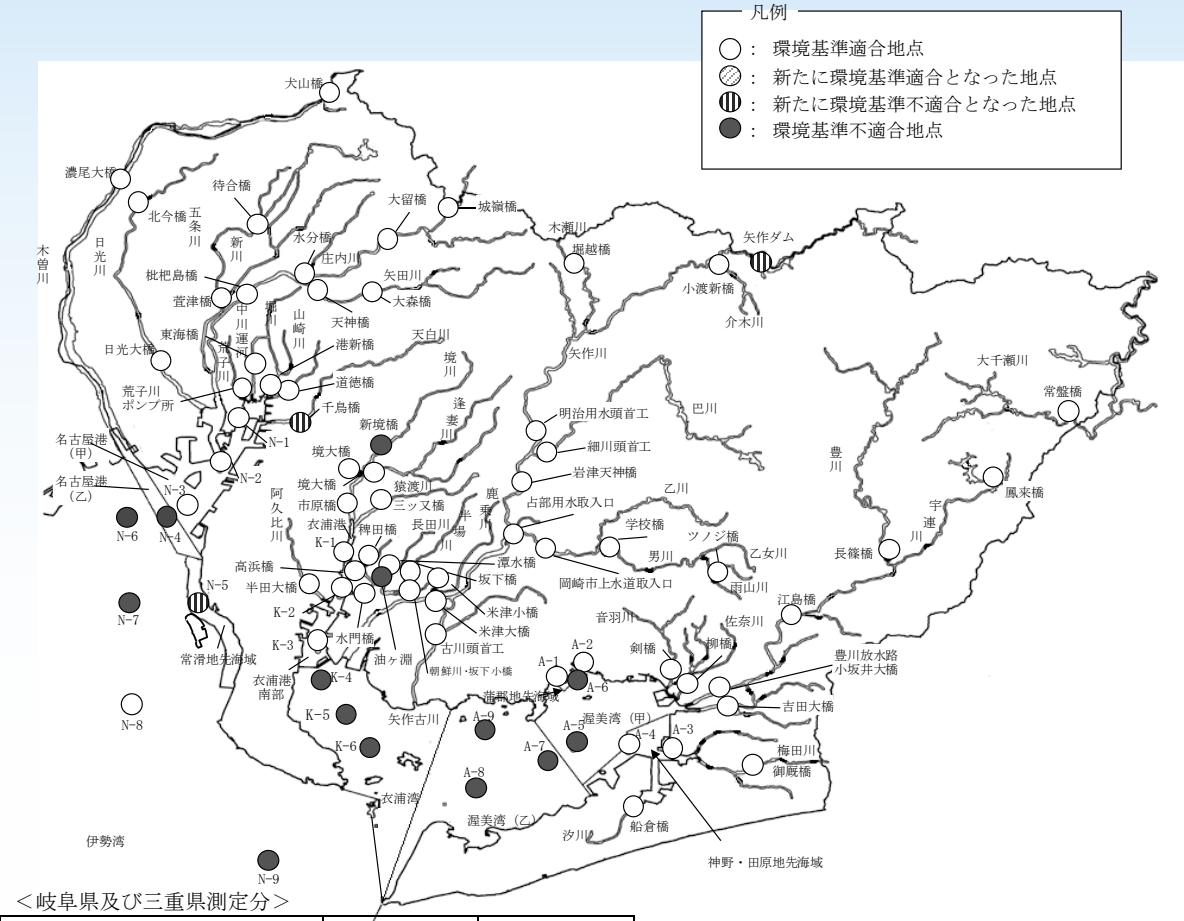
平成 25 年度における河川の BOD については、49 水域のうち 46 水域で環境基準を達成し、その達成率は 94%でした。水生生物の保全に係る環境基準（全亜鉛、ノニルフェノール）については、木曽川水域及び矢作川水域において調査を実施し、全亜鉛は調査した 12 水域すべてで、ノニルフェノールは調査した 11 水域すべてで環境基準を達成しました。

湖沼については、環境基準が適用される油ヶ淵で、COD の環境基準を達成しませんでした。

海域の COD については、伊勢湾、衣浦湾及び渥美湾の 11 水域のうち 5 水域で環境基準を達成し、達成率は 45%でした。また、全窒素及び全りんについては、伊勢湾及び三河湾の 6 水域のうち、全窒素は 6 水域すべてで、全りんは 5 水域で環境基準を達成し、達成率は全窒素が 100%、全りんが 83%でした。COD、全窒素及び全りんの達成率の長期的な推移をみると、いずれの項目においても概ね横ばいです。

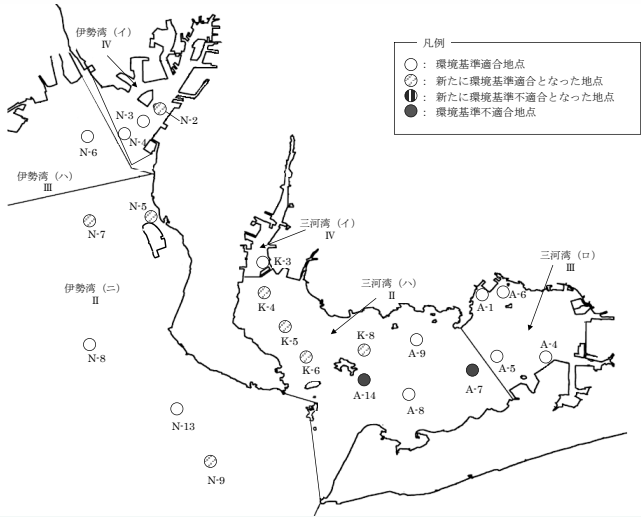


河川のBOD及び湖沼・海域のCODの環境基準適合状況（平成25年度）



		環境基準点数	基準適合数
岐阜県測定分	木曽川下流	1	1
三重県測定分	木曽川下流	1	1

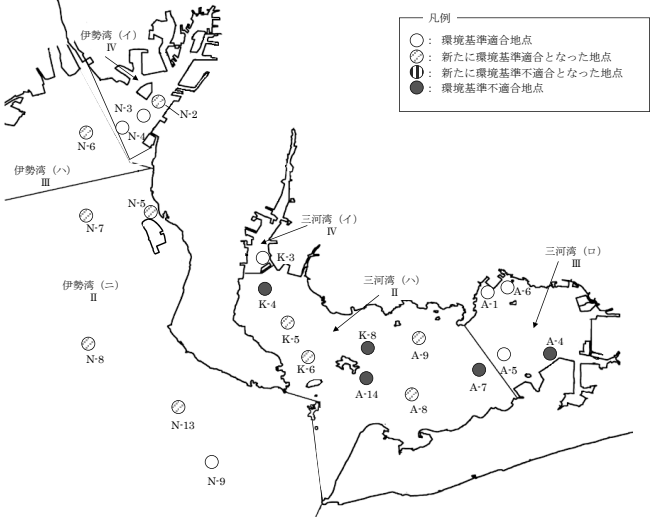
海域の全窒素の環境基準適合状況（平成25年度）



＜三重県測定分＞

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾（ハ）	3	3
伊勢湾（二）	6	6

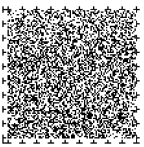
海域の全りんごの環境基準適合状況（平成25年度）



＜三重県測定分＞

水域名	環境基準点数	基準適合数
伊勢湾（ハ）	3	3
伊勢湾（二）	6	5

（資料）環境部調べ



◇ 地下水

平成 25 年度には、メッシュ調査（県内を 176 のメッシュに区切り、その中から毎年度新たな地点を選定して行う調査）では、103 地点中 95 地点ではすべての項目で環境基準を満たしたものの 8 地点で環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、総水銀、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素でした。定点調査（経年変化を把握するため毎年度同じ 19 地点で行う調査）では、19 地点中 16 地点ではすべての項目で環境基準を満たしたものの、3 地点では環境基準を超過した項目がありました。基準を超過した項目は、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素でした。

平成元年度から 25 年度までのメッシュ調査結果の累積をみると、2,397 地点中 163 地点で、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素並びに 1,4-ジオキサンが環境基準を超過していました。

● 水環境保全に関する施策

◇ 工場・事業場に対する規制指導

水質汚濁防止法に基づく届出が必要な事業場に対し、pH、BOD 等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質について排水濃度の規制を行うとともに、COD、窒素、りんに係る排出水の汚濁負荷量を規制しています。

平成 25 年度には、県は、届出事業所に対し延べ 3,497 件の立入検査と 842 件の採水検査を実施しました。そのうち排水口における検査 497 件中、排水基準を超えたのは 67 件でした。項目別では、pH、BOD 等の一般項目で延べ 66 件、有害物質で延べ 1 件であり、これらは全体の 2.3%でした。排水基準を超えた事業場に対して 30 件の改善勧告等を行い、排水処理施設の改善や維持管理の徹底を指導しました。

◇ 油ヶ淵浄化対策の推進

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵周辺を生活排水対策重点地域に指定し、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」に基づき、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ（底泥の除去）等の水環境改善事業や地域住民、NPO 等と協働して取り組む水環境モニタリングなどを実施しています。

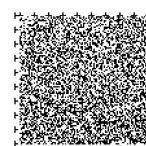
平成 25 年度の COD75%値は 7.7mg/L であり、水質は改善傾向にあります。



油ヶ淵全景
(写真提供：株式会社小島組)

◇ 伊勢湾・三河湾の浄化対策の推進

伊勢湾・三河湾は水深が浅く、突き出した半島によって湾口が狭くなっていることなどから、外海と水の交換が行われにくい状況にあり、典型的な閉鎖性水域となっています。このため、国の総量削減基本方針に基づき、平成 24 年 2 月に「第 7 次総量削減計画」を策定し、総合的、計画的な水質保全対策を推進しています。



また、古くから豊かな海の恵みをもたらしてくれる「里海」である三河湾の再生に向け「三河湾里海再生プログラム」を策定し、様々な取組を連携して推進しています。

さらに、平成 24 年度からは、県民、NPO 等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の環境再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト ーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」として、里海再生に向けた調査活動などの事業を展開しています。平成 25 年度には、学識者、NPO、漁業関係者等から構成される三河湾環境再生プロジェクト推進委員会を設置するとともに、同委員会において、「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」を策定しました。

◇ 生活排水対策の推進

県は、生活環境保全条例に基づく「生活排水対策に関する基本方針」を策定し、各種団体・業界への働きかけや、10 月のクリーン排水推進月間を始めとした啓発事業を実施するほか、生活排水処理施設を効率的に整備するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

◇ 地下水汚染対策

県内の地下水の汚染状況を把握するため、メッシュ調査や定点調査等の常時監視を行っています。また、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所等は土壌・地下水の汚染状況の調査や、汚染が基準に適合しないことが判明したときの知事への届出義務について規定しています。

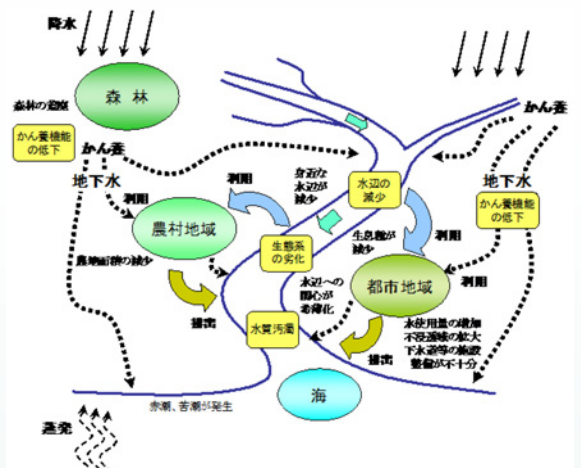
◇ ゴルフ場の農薬による水質汚濁防止対策

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱及び愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を定め、ゴルフ場による農薬の適正使用の指導を行っています。また、平成 25 年度は、県内 26 ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度の実態調査を実施しました。その結果、指針値を超えていたものはありませんでした。

◇ 水循環の再生

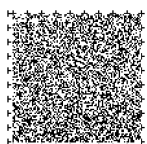
急激な産業の発展や都市化の進展、森林や農地をとりまく状況の変化等により、水循環の状況は大きく変化し、水質汚濁、生態系の劣化、身近な水辺減少等様々な問題が発生しています。

県は、平成 17 年度に策定したあいち水循環再生基本構想に基づき、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を目指して健全な水循環の再生に取り組んでいます。その一環として、県民、事業者、民間団体、行政で構成する水循環再生地域協議会を設立し、地域の実情に沿った行動計画を作成するとともに、独自に定めたあいちの水循環再生指標を用いた「流域モニタリング一斉調査」を実施しています。平成 25 年度は県内全域で 141 地点、913 名の参加がありました。



◇ 水生生物調査結果

身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図ることを目的に、昭和 60 年から、小中学校の夏休みの期間を中心に水生生物調査を実施しています。平成 25 年度は、73 団体・延べ 3,903 名が、県内の 73 河川 122 地点で水生生物調査を実施したところ、39 地点が水質階級Ⅰ（きれいな水）と判定されました。



● 土壌汚染とは

土壌汚染とは、土壌が直接的あるいは大気汚染や水質汚染を通じて間接的に汚染されることをいいます。土壌汚染が進むと、農作物の生育阻害、汚染土壌で生産された農作物や汚染地下水による健康被害につながるおそれがあります。

近年、市街地での有害物質による土壌汚染の事例が増えていることから、国は**土壌汚染対策法**を、県は**生活環境保全条例**をそれぞれ制定し、汚染の状況把握や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めています。

● 土壌・地下水汚染対策

土壌汚染対策法では、一定の機会をとらえて汚染の状況の調査を行うよう定めています。県は、法令の内容を土地の所有者等に周知するとともに規制・指導を実施しています。調査の結果汚染が判明した土地は、県が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。また、**生活環境保全条例**では、特定有害物質等取扱事業所の廃止時等の調査義務や、汚染の状況及び応急措置の内容等の知事への届け出、さらに、法や条例の規定に基づかない土壌・地下水調査（自主調査）により土壌・地下水汚染が判明した場合についても、調査実施者は知事への報告に努めるよう規定しています。

土壌汚染対策法や**生活環境保全条例**、自主調査により土壌・地下水汚染が判明した場合は速やかに公表するとともに、土地所有者等による適切な措置を指導し、地下水汚染が判明した場合は周辺の井戸調査を実施するなど、土壌・地下水汚染による健康被害防止に努めています。

土壌汚染対策法に基づく区域指定の状況（平成 25 年度末）

区 分	要措置区域	形質変更時要届出区域
これまでに指定した土地の区域数	10 (4)	78 (19)
これまでに解除した土地の区域数	5 (1)	35 (12)
指定されている土地の区域数	5	43

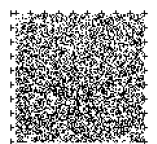
（注 1）（ ）内の数字は平成 25 年度に指定又は解除した区域数

（注 2）政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）の件数も含む。

（資料）環境部調べ

● 地盤沈下とは

地盤沈下は、主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域において、地下水の過剰な揚水によって地下水位が下がり、その通り道である帯水層の水圧が低下することで、帯水層の上下に存在する粘土層の中に含まれる水が水圧の低い帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することによって発生します。広い地域にわたってゆっくりと進行するため人間が感知することは難しく、また一旦発生すると元には戻りません。本県は、濃尾平野、三河地域沿岸部に広範囲の海拔ゼロメートル地帯を有し、洪水や高潮、津波等に対する防災面からも地盤沈下の防止が重要です。



● 地盤沈下の現況

工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制など、各種の地盤沈下防止対策を施した結果、地盤沈下は概ね沈静化の傾向にあります。

平成 25 年における観測結果では年間 1 cm 以上の沈下を示した水準点はなく、地盤の沈下域は見られませんでした。ただし、直近 5 年間の累積では愛西市立田町の水準点で 2.60 cm、同市三和町の水準点で 1.93 cm 沈下しており、沈下しやすい軟弱な粘土層が厚く堆積している尾張西部においては依然として沈下の傾向にある地点が見られました。

過去 5 年間の年間最大沈下量と地盤沈下域面積

年（平成）	21	22	23	24	25
最大沈下量（cm）	0.94	0.70	0.90	0.99	0.91
1cm 以上の地盤沈下域面積（km ² ）	0	0	0	0	0

（資料）環境部調べ

● 地盤沈下対策

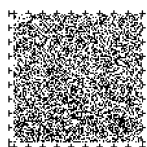
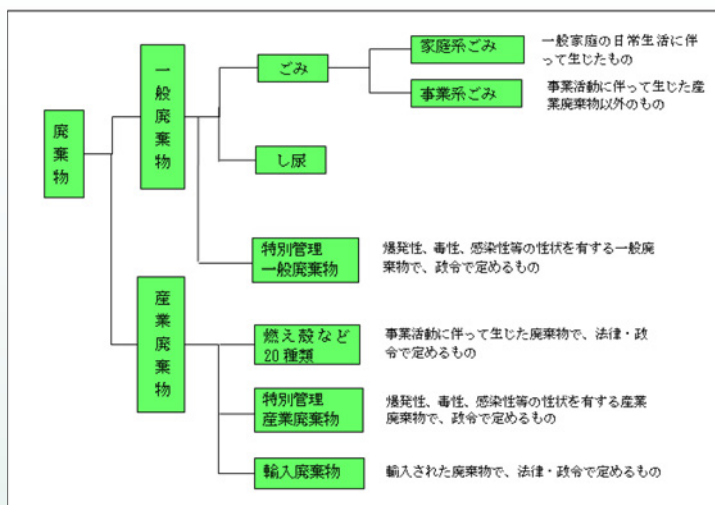
本県では、過去に尾張地域で激しい地盤沈下が起きたことから、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制に取り組んでいます。また、国は、関係閣僚会議において、濃尾平野全体の地盤沈下防止を目的とする「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」を決定し、今後も要綱を継続して地盤沈下対策を推進していくことが関係府省連絡会議で決定されています。

地盤沈下は、概ね沈静化の傾向にあるものの、依然として広範囲な地盤沈下が発生する可能性があるため、県は、地域の状況に合わせて、地盤沈下、地下水位及び地下水揚水量の調査からなる監視、工業用水法や生活環境保全条例による地下水揚水規制などの防止対策、海岸・河川堤防や排水施設の整備などの防災対策による地盤沈下対策を進めています。

廃棄物・資源環境

● 廃棄物とは

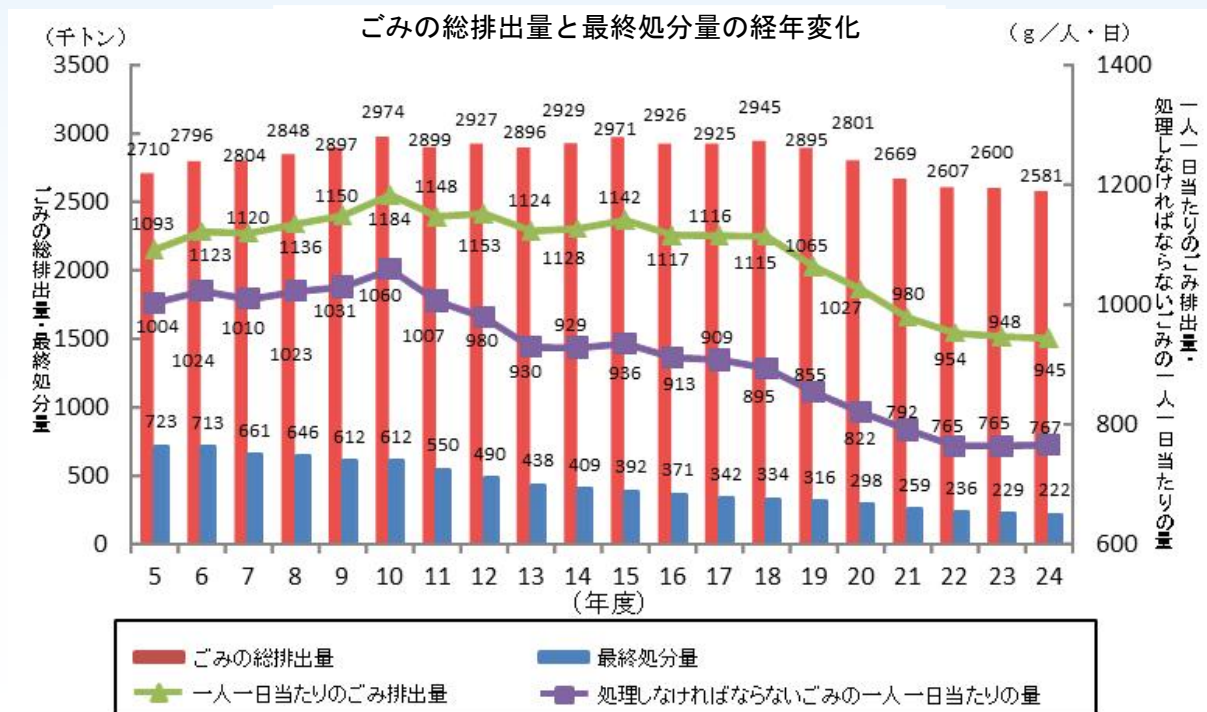
廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないため不要になったものをいいます。家庭等から発生するゴミやし尿などの一般廃棄物と、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、廃油、汚泥等の産業廃棄物とに区分されます。一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は事業者処理責任があります。



● 廃棄物の現況

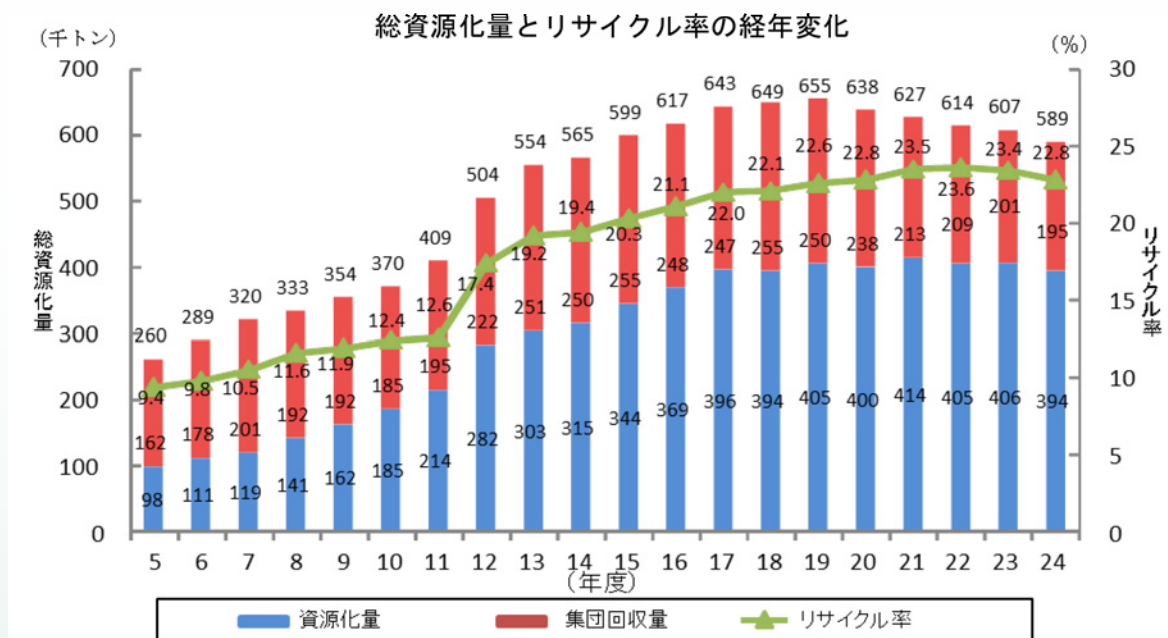
◇ 一般廃棄物

ごみの総排出量は、近年、減少傾向にあります。平成 24 年度における本県のごみの総排出量は 258 万 1 千トンで、県民 1 人 1 日あたりに換算すると 945 g でした。また、行政、県民、事業者によるごみの減量化・再資源化の取組が進んだことにより、平成 24 年度のごみのリサイクル率は 22.8% で近年は横ばい傾向にあります。



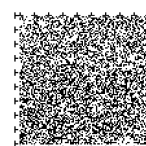
(注 1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注 2) 「人口」の定義について、平成 19 年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

(資料) 環境部調べ



(注 1) 「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注 2) 「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+ 「直接搬入ごみ量」+ 「集団回収量」)) × 100
 (注 3) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

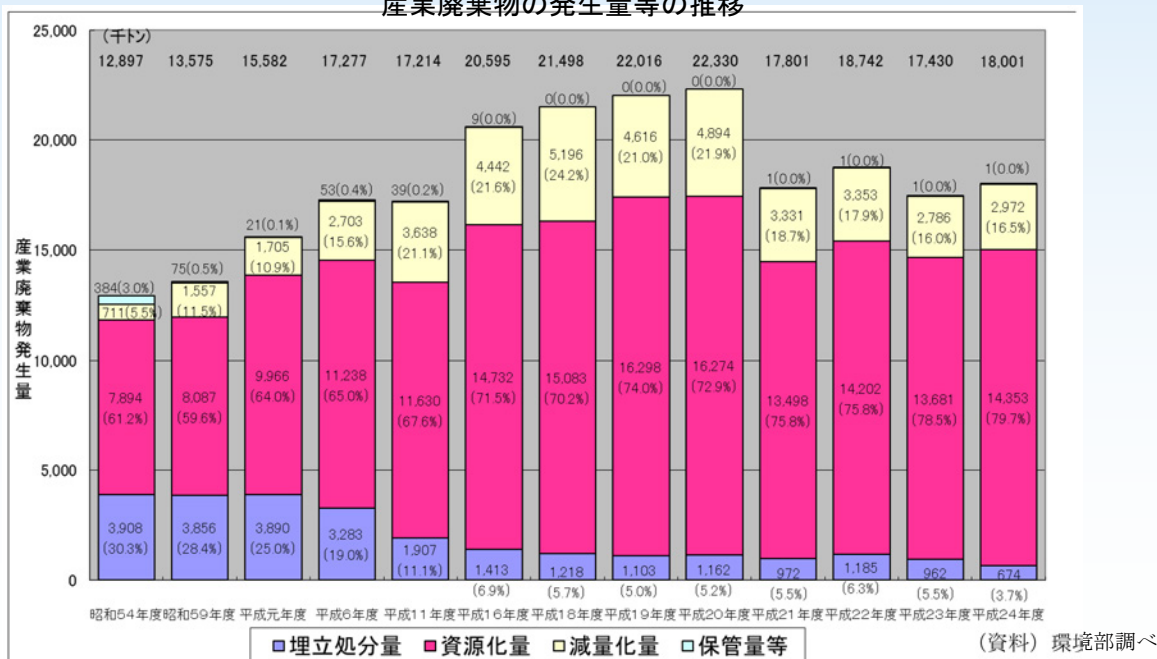
(資料) 環境部調べ



◇ 産業廃棄物

平成 24 年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量及び資源化量は前年に比べ増加し、最終処分量は減少しています。

産業廃棄物の発生量等の推移



● 廃棄物・資源循環施策

◇ 資源循環型社会の形成

・あいちエコタウンプランの推進

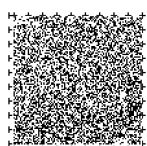
平成 16 年 9 月に策定した「あいちエコタウンプラン」に基づき、「あいち資源循環推進センター」の運営、循環ビジネスの発掘・創出を図る「循環ビジネス創出会議」の開催、先導的・効果的なリサイクル事業に対する補助制度の創設、資源循環や環境負荷の低減を目的とする優れた技術、事業活動、教育を実施する企業等を対象とした「愛知環境賞」の授与、「あいち環境塾」の開講などの取組を行ってきました。

平成 23 年度には、これまでの取組を検証し、今後おおむね 5 年間に取り組むべき施策の方向性等について、愛知県エコタウン推進会議における審議・検討を行い、平成 24 年 10 月に経済産業省及び環境省の承認を受け、「新・あいちエコタウンプラン」として策定しました。新・あいちエコタウンプランでは、地域の特性を踏まえ、先導的で効果的なリサイクル施設等の設置や未利用資源の活用によって得られた新たな製品やエネルギーの地域内循環を促進することを目的としており、循環ビジネスの普及・振興等の手法を用いてその具体化を図ることとしています。

・あいちゼロエミッション・コミュニティ構想

あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進を通して地域が自立的に持続可能性を高めていくためには、地域の特性を活かした事業を実施していく必要があります。そのため、構想では地域特性に応じた先導的な 9 つの事業モデルを用意しています。

平成 25 年度は、「廃油の燃料循環利用」、「使用済み小型家電の有効活用」及び「農業・畜産業のバイオマス利用ネットワーク」について事業化検討を行いました。



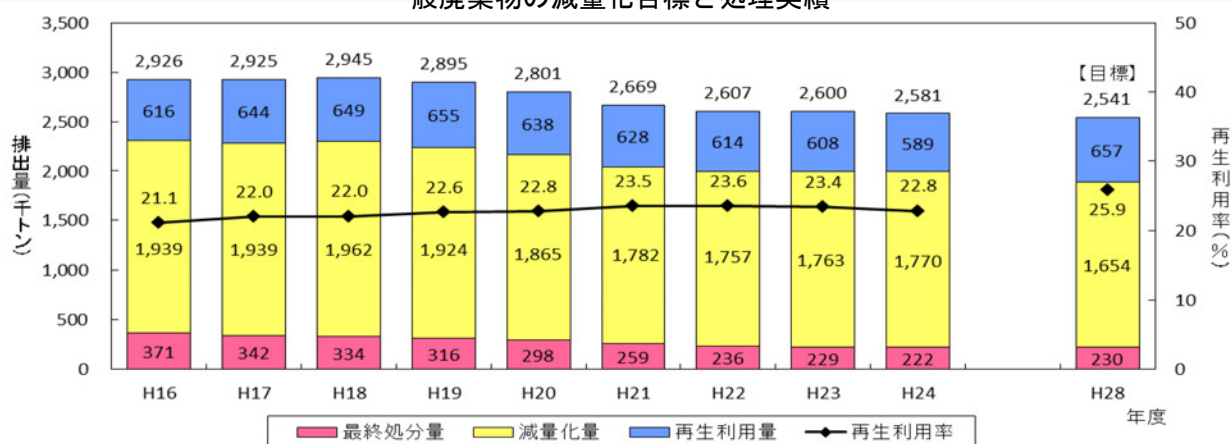
◇ 愛知県廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理法に基づき、県は、5年ごとに「愛知県廃棄物処理計画」を策定しています。

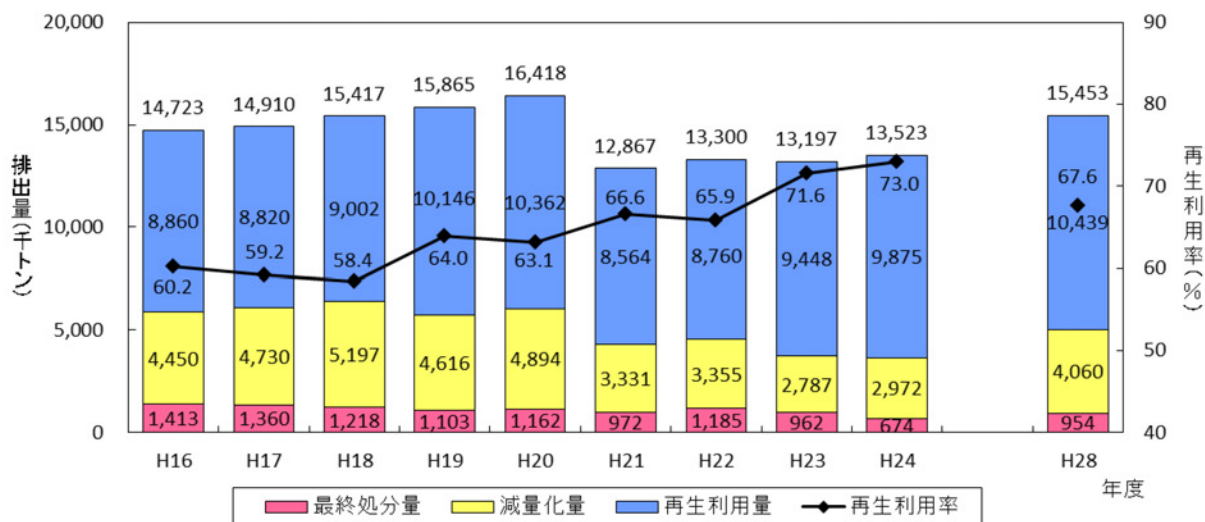
愛知県廃棄物処理計画による平成28年度における廃棄物の減量化目標

- 廃棄物の排出量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約9%削減し254.1万トンに、産業廃棄物は約6%削減し1545.3万トンにする。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量（一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて換算した量）は、平成20年度に対して約12%削減し、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）について、一般廃棄物は約26%、産業廃棄物は約68%とする。
- 最終処分量について、平成20年度に対して一般廃棄物は約23%削減し23万トンに、産業廃棄物は約18%削減し、95.4万トンにする。

一般廃棄物の減量化目標と処理実績

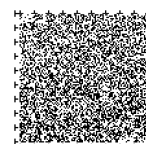


産業廃棄物の減量化目標と処理実績



・一般廃棄物対策

一般廃棄物が適正に処理されるよう、循環型社会形成推進交付金を活用した計画的なごみ処理施設の整備を促進するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進等について市町村に対し技術的支援、財政的支援をしています。



市町村が設置しているごみ焼却施設等に対して立入検査を実施し、廃棄物処理法の構造基準・維持管理基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準の遵守や改善等を指導しています。

市町村と連携した放置自動車ゼロ推進月間などの普及啓発事業を実施しています。

・産業廃棄物対策

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して産業廃棄物の減量化や適正処理に関する計画の作成を指導しています。

産業廃棄物の適正処理の促進の観点から、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設に対する立入検査や監視指導を実施しています。

産業廃棄物税の収収を産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、最終処分場の設置の促進を図るために活用しています。

産業廃棄物や副産物が再生品として流通・使用される際に、事前に県が届出を受け、環境安全性等を審査する「再生資源活用審査制度」を平成 20 年 7 月から運用しています。

・公共関与による最終処分場の確保

産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の確保が困難な状況となっていることから、県内全域を受入れ対象として、知多郡武豊町地先に衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場を整備し、平成 23 年 3 月 1 日から全面供用しました。

自然環境

● 愛知の自然環境の現況

本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,165km²で、東西106km、南北94kmにわたっています。海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37kmで、約2,062haの干潟及び約859haの藻場が確認されています。また、本県は、奥三河山間地から、里山、平野部と多様な自然環境を有し、動物については哺乳類（海生哺乳類を含む）64種、鳥類398種、爬虫類15種、両生類20種（いずれも外来種を除く）などが、植物については約2,720種が確認されています。

● 自然公園の保護と利用

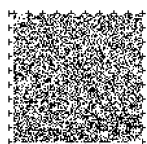
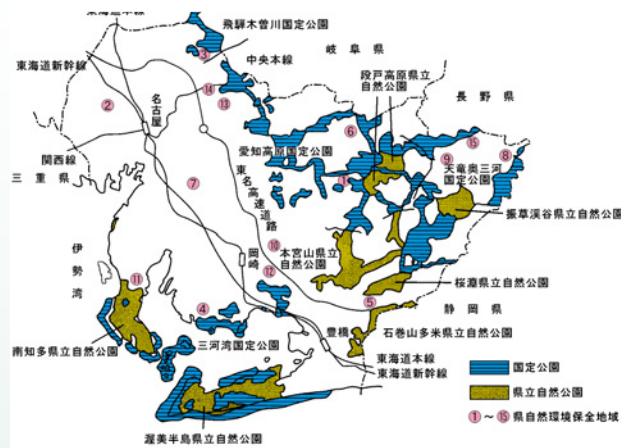
県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されています。

本県の自然公園の陸域総面積は88,881haで、県土面積の17.2%を占めています。

自然公園の優れた風景地を保護するとともに、生物の多様性を確保するため、公園計画に基づき、区域内に特別地域及び特別保護地区（県立自然公園は特別地域のみ）を指定し、地域内の風致景観を含む自然環境を損な

う現状変更行為等を規制（許可制）しています。平成 25 年度の公園内における自然公園法又は愛知県

愛知県内の自然公園・自然環境保全



立自然公園条例による行為許可、届出の件数は計 1,226 件（前年度 1,114 件）でほぼ横ばいとなっています。

● 自然環境保全地域の保全

◇ 自然環境保全地域の指定及び現況

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。平成22年4月には、名古屋市の東谷山及び豊根村の砦山を、それぞれ県内14番目及び15番目の自然環境保全地域に指定しました。

● 生態系の保全

◇ 生態系ネットワークの形成

生態系ネットワークの形成は、生きものの生息・生育に必要な森や水辺等の多様な環境を、一体的に保全・再生しようとするものです。

本県では、平成22年度に生きものの生息可能な地域を示した「生物多様性ポテンシャルマップ」を作成しました。また、生態系ネットワークを形成するための具体的方法を確立することを目指して、平成22年度から24年度まで県内3地域（東部丘陵、知多半島、西三河）において、生態系ネットワーク形成モデル事業を実施し、併せて、平成23年度から有識者等による検討会の指導・助言を得つつ、モデル事業の検証や生態系ネットワーク形成手法の検討を進めました。

さらに、モデル事業の3地域以外においても、地域に応じた生態系ネットワークのあり方やテーマ、指標種等を検討する生態系調査を実施した3地域（尾張北部、新城設楽、東三河）で協議会が設立されました。平成25年度には渥美半島地域で、平成26年度には西三河南部地域で生態系調査を実施しており、今後も順次、生態系調査を実施し、調査が終了した地域から生態系ネットワーク協議会を設立して、県内展開を図っていきます。

◇ 希少種の保護

絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制するとともに、特に生息・生育地の保護を必要とする種について生息地等保護区を指定しています。

条例に基づく指定希少野生動植物種・生息地等保護区

指定希少野生動植物種（平成22年3月30日指定）

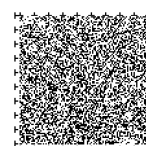
鳥 類	コノハズク
は 爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝 類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	ナガバナノイシモチソウ
	シロバナナガバナノイシモチソウ
	ハギクソウ
	ナガボナツハゼ

生息地等保護区（平成24年3月16日指定）

名称	区分
田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	管理地区



ハギクソウ



絶滅のおそれのある希少な野生生物種の分布や生息生育状況を記載した「レッドデータブックあいち2009」を作成し、Webサイトに掲載しています。

◇ 移入種対策

人為的に移入された動植物種のうち、ミシシippアカミミガメなど地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるものを、移入種として28種公表し、みだりに野外へ放つ行為を規制しています。

(平成26年6月にヒガタアシが外来生物法に基づく特定外来生物に指定されたため、県の公表種は29種から28種になりました。)

◇ 野生生物の保護・管理の取組

第11次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定などの事業を行っています。また、個体数が著しく増加し農林業被害が深刻なイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、特定鳥獣保護管理計画を策定して保護管理を実施しています。

◇ 緑化の推進・森と緑づくり

第5次愛知県緑化基本計画に基づき、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。

様々な公益的機能を持ち、県民の安心、安全で快適な暮らしを支える森や緑を守り育て、健全な状態で将来へ引き継ぐため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

環境リスク

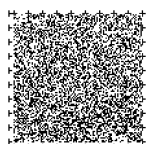
● 化学物質の適正管理

◇ 化学物質による環境リスクの低減

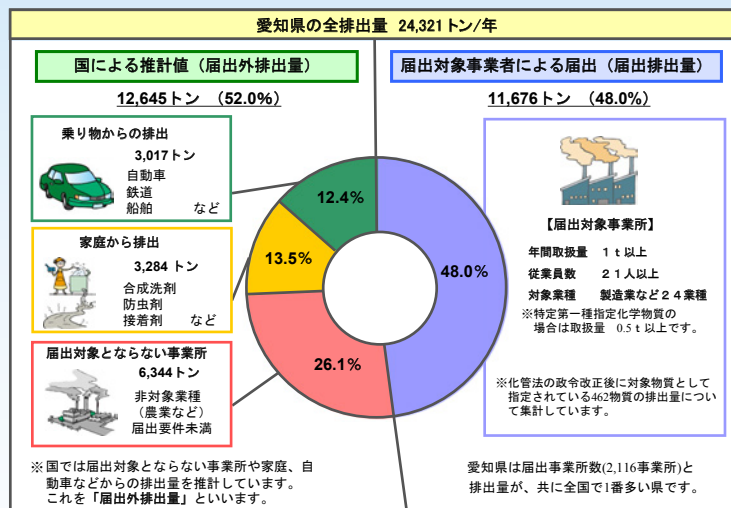
化学物質は、現在、原材料や製品など、数万種類が流通しているといわれており、我々の生活に不可欠である一方、取り扱いを誤ると、人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいく必要があります。

◇ 化学物質の排出量等の状況

化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）により、毎年度、事業所から大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出しています。平成24年度の化学物質の届出排出量（県内2,116事業所から届出）は、県全体として約12千トン（全国の7.2%）であり、うち約95%は大気中へ排出されました。また、届出外排出量（家庭からの排出量等）は約13千トン（全国の5.2%）でした。これらをあわせた全排出量のうち、最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした。



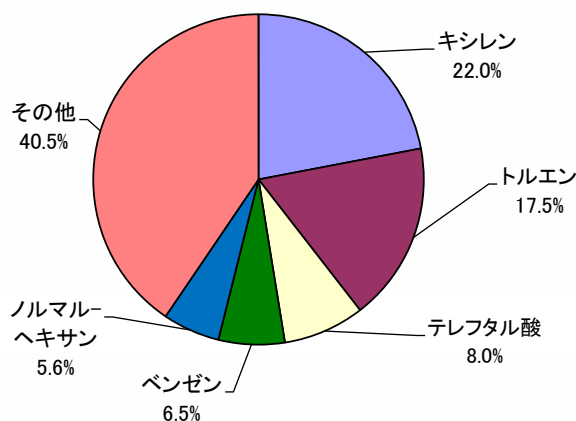
発生源別排出量の内訳（平成 24 年度）



(資料) 環境部調べ

生活環境保全条例等に基づく平成 24 年度の化学物質の取扱量 (1,815 事業所から届出) は、県全体で約 3,818 千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはキシレンでした。

届出取扱量上位 5 物質とその割合（平成 24 年度）



(資料) 環境部調べ

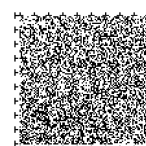
● ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物対策

平成 13 年 6 月に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法では、PCB の処分期限を平成 39 年 3 月までとしたうえで、処分するまでの間、保管事業者は、適正に保管するとともに、毎年度、保管及び処分の状況を届出することとなっています。平成 25 年度は、県内の 3,596 事業所から届出がありました。

PCB 廃棄物の処理については、国が平成 15 年 4 月に策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づき、全国 5 か所で日本環境安全事業株式会社による広域処理が行われています。本県を含む東海地区では、平成 17 年 9 月から同社豊田事業所が処理を開始しており、高圧トランス等及び廃 PCB 等の処理が進められています。

● ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の環境調査、事業場への立入検査、事業者測定結果の公表等を行っています。平成 25 年度の環境調査では、水質（湖沼）の 1 地点を除いて環境基準を達成しました。



ダイオキシン類環境調査結果（平成 25 年度）

調査項目				調査地点数 (注1)	環境基準値を 下回った地点数	濃度範囲 (注2)	環境基準値等
大気環境				36	36	0.0074～ 0.052pg-TEQ/m ³	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水環境	公共用水域	水質	河川	40	40	0.018～ 1.1pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下
			湖沼	1	0		
			海域	11	11		
		底質	河川	36	36	0.13～ 34pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下
			湖沼	1	1		
			海域	11	11		
		水生生物 (魚類)		4	4	0.65～ 1.0pg-TEQ/g	0.032～ 33pg-TEQ/g (注3)
	地下水		18	18	0.011～ 0.15pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下	
土壌環境				23	23	0.0025～ 5.7pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下

（注1） 調査地点数は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、その他県内13市町及び国土交通省中部地方整備局で実施した合計地点数である。

（注2） 濃度範囲は年間平均値の最小値及び最大値である。

（注3） 水生生物（魚類）については、環境基準が設定されていないため、国が実施した全国調査結果（平成11年度）の濃度範囲を示す。

（資料）環境部調べ

● 内分泌かく乱化学物質対策

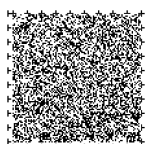
内分泌かく乱作用などを有することが推察された、あるいはその疑いがある化学物質について環境中の状況を把握するため、県は水質、底質等の環境調査を実施しています。平成 25 年度は、水質について 10 地点・10 物質、底質について 1 地点・1 物質、水生生物（魚類）について 1 地点・1 物質を対象として行いました。その結果、水質では、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノールAは国が示した内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度を下回りました。ノニルフェノールは予測無影響濃度を上回りましたが、水生生物の保全に係る環境基準を下回りました。また、内分泌かく乱作用を有する可能性がある物質のうち、フェニトロチオン、ダイアジノン及びジクロロボスについては、生態リスク初期評価における予測無影響濃度を上回りましたが、水質汚濁に係る要監視項目の指針値を下回りました。

● 環境放射能

◇ 放射能について

私たちの生活空間には、様々な放射性物質があります。放射性物質には、地球誕生時から存在していて、地殻構造物となって土壌中に存在するもの、遠く宇宙からやって来る宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなどがあります。これらは自然放射性核種と呼ばれ、代表的なものはU（ウラン）、Ra（ラジウム）、Rn（ラドン）、K-40（カリウム-40）及びC-14（炭素-14）などです。これら自然放射性核種とは別に、1945 年の世界初の核実験以来、私たち人類が地球上に作り出したものが人工放射性核種と呼ばれ、代表的なものはCs-137（セシウム-137）やI-131（ヨウ素-131）などです。1986 年 4 月に旧ソビエト連邦のチェルノブイリ原子力発電所において原発事故が発生した際には、日本においても 5 月初旬の雨水から人工放射性核種が全国的に検出されました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、東日本を中心に環境中の放射性物質が検出されています。



◇ 環境の状況

県では、原子力規制庁（平成 24 年度までは文部科学省）からの委託により、愛知県環境調査センター及び同東三河支所等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています。

東日本大震災以降は、通常の測定の他に、環境放射能の監視体制を強化して測定を実施しました。

環境調査センターでは、降下物と上水（蛇口水）の放射性物質の測定頻度を増やすとともに、地上高 1 m における大気中の放射線量の測定をしたほか、伊勢湾、三河湾等の沖合い 5 地点において、海水中の放射性物質を測定しており、環境調査センター東三河支所では、降下物、上水（蛇口水）、大気浮遊じんの測定を行いました。

また、県（健康福祉部）は、県内の全海水浴場（22 か所）における海水浴場水の放射性物質濃度（平成 23～26 年度）や砂浜の空間線量率（平成 23～24 年度）についても測定を行っており、その結果を公表しています。

空間放射線量率測定結果

測定期間	測定地点	モニタリングポスト 測定値（ $\mu\text{Sv/h}$ ） ^{注1}
平成 25 年 4 月 ～ 平成 26 年 9 月	環境調査センター（名古屋市）	0.032～0.060（平均：0.041）
	環境調査センター東三河支所（豊橋市）	0.035～0.085（平均：0.038）
	西三河県民事務所（岡崎市）	0.074～0.105（平均：0.078）
	一宮市木曾川消防署大気測定局（一宮市）	0.048～0.108（平均：0.054）
	新城設楽建設事務所設楽支所（設楽町）	0.043～0.088（平均：0.053）
前年度までの過去 3 年間の値（平成 22 年度から 24 年度） （測定地点：環境調査センター）		0.037～0.066（平均：0.040）
全国値（平成 25 年度） ^{注2}		0～0.801（平均：0.056） （N=299） ^{注3}

（注 1）モニタリングポストの測定値は吸収線量（nGy/h）で表示されるが、本資料では放射線量（ $\mu\text{Sv/h}$ ）に換算している（ $1\mu\text{Sv/h}=1000\text{nGy/h}$ として換算。）。

（注 2）全国値については（財）日本分析センターが運用しているホームページ「日本の環境放射能と放射線」（<http://www.kankyo-hoshano.go.jp/>）に公開されているものを表記した。

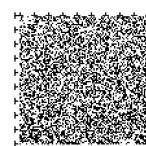
（注 3）N は測定ポイント数を示す。

（資料）環境部調べ

環境学習の推進、国際環境協力及び各種基盤施策

● 環境学習の推進

- 県民一人ひとりの環境保全に対する意欲を高めるため、「あいち環境学習プラザ」（愛知県東大手庁舎 1 階）及び「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点にして、簡単な実験を交えた環境学習講座、もりの学舎キッズクラブ、インタープリターと歩くもりのツアー（「もりコース」・「かめの池コース」）、夏・冬おやこで工作など様々な環境学習事業を実施しています。
- NPO や学校といった様々な主体が連携し、具体的な行動に繋がる体験型の環境学習を推進するため、平成 25 年度から「環境学習コーディネーター」をあいち環境学習プラザに設置し、講師・活動場所の紹介といった相談業務や、講義の日程や学習内容の調整などを行うコーディネート業務を行っています。
- 平成 19 年度から「あいち環境学習情報ライブラリー」を開設し、環境学習に役立つ情報を発信しています。環境学習施設や環境に関するイベント、環境分野で活躍している環境学習指導者・NPO 団



体、環境学習プログラムや教材等、環境学習に関する様々な情報を検索することができます。

(あいち環境学習情報ライブラリーURL：<http://kankyo-gakushu-plaza.pref.aichi.jp/>)

- ・ 6月には国が定めた「環境月間」で、県も、毎年、環境月間に各種の行事を実施しています。平成26年度は6月11日にウィルあいちで「県民のつどい」を開催し、環境保全関係功労者の表彰式と講演を行いました。

● 企業の環境保全活動への支援

県は、中小企業を対象に、公害防止のための施設整備費、工場移転経費について低金利の融資制度を設けています。

● 国際環境協力の推進

過去の公害克服の経験や優れた環境技術の蓄積を活かし、(独)国際協力機構(JICA)などと提携した環境協力を進めています。平成25年度には、中国を始め23か国から計35名の研修員等の受入れを行うとともに、オーストラリアへの職員派遣を行いました。

● 公害の防止・健康被害者の救済

名古屋市始め7市を対象地域とする「愛知地域公害防止計画」(平成24年3月策定)に基づき、発生源などに対する各種規制及び監視を強化・充実させるとともに、下水道の整備、河川のしゅんせつ等の公害防止対策事業をはじめとした施策を実施することにより、総合的な推進を図っています。

また、「都市地域における大気汚染対策」、「自動車交通公害対策」、「伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁対策」及び「油ヶ淵の水質汚濁対策」を主要課題として重点的に実施していきます。

公害紛争処理法及び愛知県公害審査会の設置等に関する条例に基づき愛知県公害審査会を設置し、迅速かつ適正な公害紛争の処理に当たっています。また、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、被認定者に対する補償給付等を行っています。

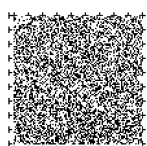
● 環境影響評価制度

県は、環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づき、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物処理施設、下水道終末処理場、工場・事業場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、農用地、レクリエーション用地、工業団地及び住宅団地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業のうち、規模が大きく、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を環境影響評価の対象とし、制度の適正な運用に努めています。

平成24年7月に愛知県環境影響評価条例の一部を改正し、計画段階環境配慮書の手続の創設や、環境影響評価方法書等のインターネットによる公表、方法書の説明会の開催の義務化等を規定しました。

● 環境の調査・研究に関する主な施策

環境調査センターにおいて、大気、水質、騒音などの調査を行うとともに、国立環境研究所や地域の研究機関との共同研究を実施しています。

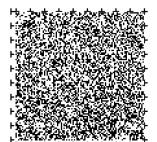


平成 26 年の環境行政の動き

県		国等	
1. 1	災害時におけるし尿と下水の処理に係る相互応援協定を県内全市町村及び一部事務組合と締結		
2. 1	愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(第 11 次)		
2. 17	「愛知県水素ステーション整備・配置計画」を策定		
2. 19	愛知環境賞表彰式を開催		
3. 17	「エネルギーレポートあいち」を作成	3. 20	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正(1,1-ジクロロエチレンの環境基準変更等)
3. 20	環境学習副読本「わたしたちと環境」をリニューアル	3. 31	災害廃棄物対策指針を策定
3. 24	「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」を策定		
3. 25	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正公布・施行(一部施行 4. 1)		
		4. 2	水循環基本法を公布(施行 7. 1)
5. 19	「第 4 次愛知県環境基本計画」を策定	5. 30	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正を公布(施行 27. 5. 29)
6. 2	海岸漂着物学習ウェブサイト「あいちのうみのコト」を開設		
6. 11	「県民のつどい」を開催		
7. 5	「ESD あいち・なごや子ども会議」(7. 5～11. 10)発足式を開催		
7. 12	「AEL ネット環境学習スタンプラリー」を実施(27. 1. 23 まで)		
8. 1	「あいち省エネ相談」を開始		
8. 9	「三河湾大感謝祭」を開催		
10. 9	「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・運用ガイドライン」を作成	10. 6～17	生物多様性条約第 12 回締約国会議(COP12)＜ピョンチャン＞
10. 13～14	「生物多様性国際自治体会議」に参加		
10. 15	生物多様性条約第 12 回締約国会議(COP12)においてサイドイベントを開催		
10. 24	「いらご さららパーク」を一部供用開始		
10. 24～25	「国連生物多様性の 10 年日本委員会第 4 回生物多様性全国ミーティング&生物多様性自治体ネットワークフォーラム」及び「渥美半島エコツアー」を開催		
11. 4	愛知県庁充電ステーションを供用開始	11. 2	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書統合報告書を公表
11. 8～12	ESD ユネスコ世界会議において併催イベントを開催	11. 4	水質汚濁防止法施行規則の一部改正を公布(カドミウム及びその化合物の排水基準の変更等)(施行 12. 1)
11. 12	ESD ユネスコ世界会議閉会全体会合で「ESD あいち・なごや子ども会議」からのメッセージを発表	11. 10～12	ESD ユネスコ世界会議＜名古屋市＞
		11. 17	水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正(トリクロロエチレンの環境基準変更等)

表紙写真

ESD ユネスコ世界会議における ESD あいち・なごや子ども会議からのメッセージ発表 (名古屋国際会議場)	
海岸漂着物に関する 環境学習プログラムモデル事業 (佐久島 白浜海岸)	あいち緑のカーテンコンテスト 学校部門最優秀賞 豊田市立若林西小学校
AEL ネット環境学習スタンプラリー (愛・地球博記念公園 もりの学舎)	



環境行政に関する県の問合せ先

部 課 名	所 在 地	電話（代表）
環境部	環境政策課 ESD 会議支援室 環境活動推進課 大気環境課 地球温暖化対策室 水地盤環境課 自然環境課 資源循環推進課 廃棄物監視指導室	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 052-961-2111
東三河総局	環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 0532-54-5111
新城設楽振興事務所	環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 0536-23-2117(直通)
尾張県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1 052-961-7211
海部県民センター	環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 0567-24-2111
知多県民センター	環境保全課	〒475-8501 半田市出口町 1-36 0569-21-8111
西三河県民事務所	環境保全課、廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 0564-23-1211
同	豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 0565-32-7494(直通)

- 愛知県の環境白書は愛知県環境部のホームページ「あいちの環境」でご覧になれます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

また、愛知県の環境白書は愛知県中央県民生活プラザで購入できます。（なお、愛知県中央県民生活プラザは平成 27 年 4 月に名称変更し、4 月 1 日以降は愛知県県民相談・情報センターになります。）

愛知県中央県民生活プラザ

名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 - 2（愛知県自治センター 2 階 情報コーナー）

TEL 052-954-6164（ダイヤルイン）



みんなで止めよう温暖化

愛知の環境のあらまし

平成 26 年 12 月

発行 愛知県環境部環境政策課

名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2（〒460-8501）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」

URL <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>

古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

